

第 1 1 6 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 6 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第 8 9 号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 第 9 0 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 9 1 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 2 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 3 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 9 4 号議案 神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件
- 第 9 5 号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 6 号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 7 号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 8 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 9 号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 0 号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 1 号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 2 号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 3 号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 4 号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 5 号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件
- 第 1 0 6 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 0 7 号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 8 号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 9 号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 0 号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 1 号議案 令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 1 1 2 号議案 令和 5 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 3 号議案 令和 5 年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 4 号議案 令和 5 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 5 号議案 令和 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 6 号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 7 号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第 1 1 8 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 9 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）

神河町告示第181号

第116回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月28日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和5年12月6日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第116回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和5年12月6日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和5年12月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第89号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第6 第90号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第7 第91号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第8 第92号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第9 第93号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第10 第94号議案 神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件
- 日程第11 第95号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第96号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第97号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第98号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第99号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第100号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第101号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第102号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第103号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第104号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第105号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の

指定管理者指定の件

- 日程第19 第106号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 第107号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第108号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第109号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第110号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第111号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第112号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第113号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第114号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 第115号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 第116号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第89号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第6 第90号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第7 第91号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第8 第92号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第9 第93号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第10 第94号議案 神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件
- 日程第11 第95号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第96号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第97号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第98号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第99号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例制定の件

- 日程第13 第 100号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第 101号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第 102号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第 103号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第 104号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第 105号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件
- 日程第19 第 106号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 第 107号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第 108号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 109号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第 110号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第 111号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第 112号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第 113号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第 114号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 第 115号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 第 116号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（11名）

1 番 小 島 義 次	7 番 松 岡 宣 彦
2 番 木 村 秀 幸	8 番 藤 森 正 晴
3 番 澤 田 俊 一	9 番 藤 原 資 広
4 番 廣 納 良 幸	11 番 栗 原 廣 哉
5 番 安 部 重 助	12 番 小 寺 俊 輔
6 番 吉 岡 嘉 宏	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹	木 村 弘 美
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博	春 名 常 洋
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		井 上 淳一朗
.....	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事		児 島 浩 司
.....	高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事	
		宮 本 公 平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走に入り、朝晩の冷え込みが厳しくなり、冬の訪れを感じる一方で、日中は例年はない暖かい日もあり、体調管理に苦慮されていることと存じます。また、10月に猛威を振るった季節外れのインフルエンザは、現在のところ、福崎保健所管内では流行の兆しはありませんが、県内、また全国に目を向けますと、まだまだ猛威を振るい続けます。皆様方には、より一層御自愛くださり、日々健康で過ごしていただきたいと願うばかりであります。

さて、令和4年に執行されました神河町議会議員選挙では無投票となり、町民の方のもとより、我々議会も衝撃を受けたことは記憶に新しいところです。全国的に議員の成

り手不足や無投票が取り上げられておりますが、まずは町民の方々に議会の活動を知っていただき、議会の魅力を上げる活動をするなど、議員間で議会改革の必要性を共有したところです。

その議会改革の一環として、神戸国際大学の中村教授にアドバイザーをお願いし、魅力ある議会づくりにお力をお借りすることになりました。今日は、中村教授をはじめ、神戸国際大学の学生の方々に本会議の傍聴にお越しいただいております。まず、議会とはどんなことをしているのかを直接見ていただいた上で、若い方々の率直な意見をいただき、議会改革の一助になればと思う次第であります。活動内容の詳細は詰めていく必要がありますが、後日発行されます議会だよりでお知らせできればと思っております。

そのほかにも、従来より申し込みしやすくした意見交換会や常任委員会ごとの政策提言など様々な議会改革に取り組んでおり、都度、議会だよりでお知らせしておりますので、町民の皆様方からの忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

本日、ここに第116回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。

後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、報告、人事案件、条例の制定、一部改正、各会計補正予算など、計29件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第116回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

師走に入り、寒さが身にしみるとともに、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。11月には、消防団防火パレードや自主防災かみかわ防災訓練が長谷ブロックで開催されたほか、各地域で多くの地域活性イベントがありました。役場前ふるさと広場では第9回かみかわ商工祭が開催され、近年、全国各地域で後継者不足による事業継承が危惧される中、地元産業のPRをテーマに子供向け職業体験が開催され、木工クラフト、測量体験、鬼瓦製作をはじめ、多くの地元産業に子供たちが触れることができ、すばらしい商工祭となりました。そのほか、グリーンエコー笠形で名水めぐりゆずマラニック、福本区による福本藩陣屋跡庭園の紅葉ライトアップ、上小田区の自然薯まつり、山田営農の花御所柿のオーナー選木、道の駅では、地元女性会チアバアバの皆さんによる健康ダンス、ダンシングヒーローでにぎわいました銀の馬車道・神河の収穫祭、また、200名が参加のJR利用促進を兼ねた第9回長谷駅を「私たちが守ろう」紅葉ウォーキング、11月、兵庫県ともしびの賞受賞の根宇野獅子舞が披露された根宇野区ゆず祭り、

岩屋区報恩寺においては、100名の方がクラシック音楽を楽しまれました。そして、25日には、ヴィッセル神戸を応援する首長の会がノエビアスタジアム神戸で開催され、ヴィッセル神戸を精いっぱい応援してまいりました。今日勝てばホームで優勝が決まる大事な一戦、結果は2対1で見事Jリーグの初制覇、ヴィッセル神戸を応援する首長の会事務局の神河町としても最高の一日となりました。いよいよ神河町として、交流から関係、そして定住につながるまちづくりが復活してきたと実感できる11月でありました。

次に、11月29日には、総額13兆1,000億円の国の令和5年度補正予算が可決したところですが、11月は国の予算が決まる時期であり、8日から16日にかけて、2回に分けて東京での要望活動に参加してまいりました。全国町村長大会をはじめとする道路関係、過疎関係、山村振興、治水砂防、観光地関係など、各方面の全国大会に参加し、あわせて、各省庁と地元選出国會議員への要望活動も行い、神河町も来年度の予算確保に向けて精いっぱい要望を行ってまいりました。

なお、このたびの国の補正予算につきましては、その内容をしっかりと確認し、今後の予算に反映させ、地方創生はじめ物価上昇対策等に対応してまいります。

さて、本日は、第116回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますこと、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましては、専決処分の報告1件、教育長任命のほか、人事案件5件、条例制定11件、指定管理者指定の件1件、令和5年度各会計補正予算11件の計29件を提案させていただきます。

議員各位には、慎重審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第116回神河町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、小島義次議員、2番、木村秀幸議員、以上2名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から12月20日までの15日間と決定しております。

町長から提出されます議案は、専決処分の報告1件、人事案件5件、条例制定1件、条例の一部改正10件、指定管理者指定の件1件、補正予算11件の計29件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第6号は了承、第89号議案から第105号議案については表決を、第106号議案は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。次に、各特別会計・事業会計補正予算について、第107号議案、第111号議案、第114号議案から第116号議案については表決を、一般会計との関係がある第108号議案から第110号議案、第112号議案、第113号議案については、第3日目の最終日に採決をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを11月27日の午後3時とし、通告があった3人の議員により、本会議第2日目の14日9時から行います。20日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。

閉会中の10月11日、10月17日、11月21日に総務文教常任委員会をそれぞれ開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元の配付資料、8ページ以降の開催結果報告書を御覧ください。

まず、10月11日開催の常任委員会の報告です。令和6年度予算に対する政策提言を各常任委員会から行うことが8月8日開催の全員協議会において確認されました。それを受け、9月12日開催の総務文教常任委員会において、7名の委員から提出された政策提言について、その内容を共有し共感するための委員間討議を行い、2件の項目に絞り込みました。10月11日の委員会では、その2件の内容についてさらに委員間討議を深め、政策提言の取りまとめを行いました。政策提言の内容は、報告書に添付のとおり、1、GIGAスクール推進・活用の専門員を配置、2、スクールバス導入プロジェクトチーム立ち上げであります。なお、10月31日開催の全員協議会において、総務文教常任委員会の総意として、町長にこの政策提言書を提出しました。

次に、12ページ、執行部側からの要請により、10月17日に急遽開催した常任委員会の報告です。1点目、神河町ケーブルテレビ指定管理事業者募集について、次のとおり説明を受けました。令和6年度以降の指定管理事業者をプロポーザル方式で募集する準備を行ってきた。11月中旬には指定管理事業者を選定し、12月議会に提案したい。前回の募集要項の一部を次のとおり変更する。1つ目として、契約期間を2年間とする。理由は、ケーブルテレビ事業のみの指定管理では収益増が見込めないため、令和7年度末が契約期限となっているインターネット事業とこのケーブルテレビ事業を令和8年度以降に一本化する。2点目として、自主放送番組の制作本数を、現行の週4本を週2本に減じる。理由は、現指定管理事業者に現行の契約内容で見積書を徴したところ、年間約1億5,000万円（現行契約の約1.5倍）となった。町負担が急増することを防

ぐために事業内容を見直し、番組本数を減ずることとした。

今後、令和8年度以降の本事業のあるべき姿について検討するとのことで、以上の説明に対する主な質疑として、物価高騰に同調した値上げとも取れるが、値上がりの根本的な理由は何かの問いに対しましては、5年前に提案があった人件費が、ここ3年ほどの間に上昇したことである。また、ネットワーク機器などの保守メンテナンス料金が非常に高騰したことも要因であるとの回答でありました。

次に、各委員からの意見、要望として、令和8年度以降に一本化する予定のインターネット事業とケーブルテレビ事業について、情報提供の在り方、町から区長に依頼している各戸配付物を減らすための活用、開設当時の目標の一つであった医療・福祉分野での双方向の活用など、町としての方向性と運用方法をしっかり検討してほしいとの要望、問いに対しまして、神河町のケーブルテレビ・インターネット事業の在り方、方向性について、新たな用途についても、全国の事例を研究し、令和6年度中に決定するとの回答でありました。

当委員会として、説明のとおり進めることを了承いたしました。

次に、大きな2点目としまして、旧川上小学校跡地活用について、次のとおり説明がありました。10月3日、株式会社BugMoとのヒアリングでは、事業継承していくには厳しい状況に変わりはない。ただし、コオロギ養殖に関する風評被害も収まってきた。事業展開に向けた努力は行っていることから、展望が開けてくるのではとの期待もあるとの回答があったそうであります。しかし、旧川上小学校での事業展開は、すぐに再開できないことが明らかとなった。町として、事業継続の可能性も視野に入れてヒアリングを続けてきたが、旧川上小学校から撤退を余儀なくされたことから、契約書の規定により、直ちに解約することとした。令和6年4月に新たな事業者が決定できるように今後募集を進めていく。ただし、次の事業者が決定する前に、株式会社BugMoから事業再開の申出があった場合は、優先的に契約を結ぶことができるものとする。理由は、空き校舎の活用はなかなか応募がなく、新たな事業者の決定がスムーズに運ばないことも想定されることと、株式会社BugMoは川上区と良好な関係を維持され、事業継続を望む声もあることから判断した。今後、旧川上小学校の最低限の維持管理経費については、町の予算で対応したいと考えている。

以上の説明を受け、状況の確認をする質疑の後、当委員会として説明のとおり進めることを了承いたしました。

次に、17ページ以降、11月21日に実施しました閉会中の継続調査の報告です。

最初に、教育委員会、学校教育係についてです。③番の小学校の適正規模・適正配置について。長谷幼稚園の再開について、ハード面の整備が行われているが、幼稚園教諭の配置など、ソフト面はどうなるのかの問いに対しましては、幼稚園教諭配置の町基準では、園児が4人であれば1名を配置する。令和6年度は、4歳児と3歳児が混在しているので、神崎幼稚園と寺前幼稚園を含めた全体の配置を見ながら、補助教諭が必要か

どうか検討していきたいとの回答でありました。関連して、今現在、長谷幼稚園の入園希望者は4名と説明を受けた。今後、入園を辞退されることがないか心配であるとの問いに対しましては、今年度の重点項目として、入園希望を早期に調査し、環境整備に取り組んでいる。通常であれば、10月か11月に入園希望調査を行うが、長谷幼稚園については、今年4月早々から個別の保護者面談で入園希望調査を行い、10月に最終の希望調査を行った結果、4名となった。11月1日時点では変更はないので、極端に言うと、ゼロ名にならない限り開園する方向で進めている。来年1月、2月に再度説明会を開催する予定であるとの回答でありました。

次に、⑥番、GIGAスクールの取組状況についてであります。不登校児童・生徒への活用、入院や自宅療養児童・生徒へのオンライン配信について、学校に行きにくい児童・生徒にタブレットのチャット機能を使うとか、入院中の児童・生徒にはタブレットを使用した配信の説明があったが、該当者は何名ぐらいか。教育的な効果、子供たちや保護者の反応はの問いに対しましては、不登校児童・生徒への活用については、現在2名が利用している。教育的な効果として、2名のうち1名は約2週間学校に行けない状況が続いており、打開策として、学校が保護者と相談し、タブレットのチャット機能の活用を提案された。利用したその日から子供の表情が非常に緩んだと聞いている。学校には行けなかったが、家から出て、児童センターきらきら館まで行くことができたと聞いており、非常に効果的であったと考えている。しかしながら、一律に全ての児童・生徒に効果的かということ、個々の状況を見極めながら保護者と相談する必要があると考えている。入院、自宅療養中の児童・生徒へのオンライン配信については、小学校で1件実績があったが、中学校では今のところ実績がないと聞いているとの回答でありました。

⑦番のその他としまして、最近、マスコミで教職員のセクハラやパワハラ、また盗撮といったことを非常によく見受けるが、神河町の教職員の現状はどうかの問いに対しましては、指摘いただいた点については、本当に危惧している。なぜこんなことが起こるのかというのが、本当に正直な気持ちである。年度当初に開催する教職員研修会や校長会、教頭会を通じてしっかりと周知している。教職員の意識を常に喚起するということを指導している。もちろん県教委等からの綱紀粛正の通知もある。とにかく意識を喚起して、正常な空気を醸成するように呼びかけている。各学校の管理職も、職員室や教師集団の雰囲気が大変大事であることは十分認識している。実際に風通しのよい職場をつくってくれていると思っている。子供たちにも言えることだが、小さな変化を見逃さない、小さなサインを見逃さないことを今後もしっかりと徹底していきたいと教育長から答弁がございました。

次に、社会教育係、⑧番の施設の運営・維持管理の状況についてであります。町民温水プールの利用促進で、11月から3月までの第4日曜日を無料開放することについて、どのように広報しているのかの問いに対しましては、町広報と一緒にチラシを配付、防災無線放送、町公式ホームページで周知している。今後、ケーブルテレビや町公式SN

Sも含め、あらゆる手段で積極的に広報していきたいとの回答でありました。

次に、神崎体育センターの屋根の修繕について、当初予定していた原状復旧ではなく、応急的な工事をするとのことだが、工事の時期は、保険金の額はの問いに対しましては、修繕費予算880万円の財源の2分の1を保険金で見込んでいたが、保険会社から老朽化分と台風被害分の割合に応じて保険金を支給されることになった。神崎体育センターは令和6年度末閉館を予定しているので、費用対効果を考えて、原状復旧ではなく、50万円程度の簡易な工事で、ステンレス製の網で軒板を押さえることにした。工事の時期は未定である。原状復旧ではないので、保険金の対象にはならないとの回答でありました。

最後に、申入れがあります。きらきら館の空調設備更新工事についてです。工事発注後にキュービクル設置が必要なことが判明しました。別工事で発注すると、空調設備更新工事とキュービクル設置の完了検査における責任の範囲が明確にできないなどの理由から、多額の変更契約を行わなければならない状況となってしまいました。設計前にしっかりと調査し、関係機関と協議がなされなかったことが原因であります。今後、このようなことが二度と起こらないように申入れを行いました。

次に、公民館についてです。⑪番、生涯学習の拠点としての公民館事業について。公民館事業の進捗管理シートのチェック欄に記載がありませんでした。次年度の新たな取組に向けて、今年度の課題をしっかりと整理するように、これも申入れを行いました。

次に、給食センターについてです。市川町との共同運営についての進捗状況について。市川町からの共同運営の要請により、令和2年度から協議が行われ、運営方式を一部事務組合で行いたいなど大詰めの協議が行われる一方で、当初から3年も経過した今年8月になって、食数が2倍となり、スペースが手狭になる、市川町のアレルギー対応給食が神河町ではできないなど、根本的な課題が明らかになりました。課題を整理し解決した上で、共同運営が可能なのか明確にすること、そして、共同運営が可能な場合は、統合による施設改修整備等の必要経費は市川町が負担するとする経費明細の区分を明示すること、共同運営開始後の事業費の積算内訳を明示した上で今後説明するように申入れを行いました。

次に、税務課についてであります。適正公平な課税の実施と収納率向上の取組状況についてであります。介護保険料の課税誤りが3件発生しました。全国的に同じ誤りが発生しているのかの問いに対しまして、全ての自治体ではないと思われるが、全国的にも、兵庫県下でも、多数の自治体で発生している。日立情報システムズに確認したところ、各自治体で基準日の設定ができるようになっていたが、担当のシステムエンジニアによって、現場での対応が異なっていたようである。他のシステム会社でも同様の事案が起きているとのことでありました。

次に、課税客体の把握について、法人設立の未届け及び法人町民税未申告の法人に対して調査・勧告を実施した結果はどうかの問いに対しまして、5件の調査を実施した。

1件は、設立届を提出後、既に廃止されていることが分かった。3件は申告をしていただいた。残り1件は申告を催促しているとの回答でありました。

次に、会計課であります。資金収支計画と公金の出納管理状況について。会計課については、報告すべき質疑はございませんでした。

最後に、総務課です。①番、行政経営の仕組みの実践とさらなる充実に向けた取組状況についてであります。人事評価制度について、一般職は令和6年度以降の導入見込みとのことだが、進捗状況はどうかの問いに対しまして、職員組合と意見交換をしているが、進捗が止まっている状況であるとの回答でありました。

関連して、3年前から進んでいないのではなぜか。一般企業では既に実施している制度であるの問いに対しましては、人事評価委員会において、まずは管理職から導入し、その結果を点検して一般職にも広げていこうと決定している。できるだけ早く検討委員会を開催し進めていきたいとの回答でありました。この件については、次回の常任委員会に県下の実施状況が提出されることとなっております。

②番目の、第3次神河町行財政改革大綱の取組状況についてであります。行財政改革推進委員から、委員が委員会で質問をしても、町の考え方の回答があるだけで何も変わらない、もっとディスカッションできるような場になるようにしてほしいとの意見を聞いた。町は委員の意見をいかに取り入れるかという姿勢で臨んでほしいとの問いに対しましては、10月11日の委員会では、新しい委員もおられたので、第3次神河町行財政改革大綱の実施計画の内容と町の財政状況を説明した。最終的には、委員から提言をいただくようにしっかりと取り組む。その内容については、住民の方々にも公表するとの回答でありました。

次に、③番目の第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）の進捗状況についてであります。長期総合計画町民アンケート結果の説明を受け、特に住宅施策について、各委員から報告書に記載のとおり意見がありました。なお、長期総合計画アンケート調査、また、第2次長期総合計画目標指標検証シートの記載内容がタブレットに掲載してありますが、この内容について、特に意見がある場合は、各議員から総務課へ書面で提出していただきますようにここでお願いをしておきます。

④の財政運営・長期財政計画についてであります。この件については、全議員が情報共有できるように、12月定例会中に開催予定の全員協議会において再度説明を受けることとなっておりますので、御了承願います。

次に、⑦点目の廃校跡地整備活用事業についてであります。地域交流センター跡地活用の神河国際アカデミーについて、10月に再度協議するとのことであったが、既に11月中旬になってしまっている。なぜ協議の場が持てないのかの問いに対しましては、地元区長と相談した予定日を事業者伝えていたが、12月に海外に行く予定があるとのこと、日程調整ができていないとの回答でありました。

関連して、事業者の考え方をはっきり聞いてほしい。施設の草刈りもできていない状

況で、地域から苦情も出ているとの問いに対しましては、契約解除する場合は、3か月前に通知する必要があるので、12月中には必ず協議できるように日程調整したいとの回答がありました。同じく、10月17日の常任委員会で説明があった、令和6年3月までに留学生の受入れ実績がない場合は、町として、3月末を目途に、一旦契約を打ち切るという姿勢で臨みたいという町の方針は事業者には伝わっていないのかの問いに対しましては、伝わっていないとの回答でありました。これを受け、町の方針を早急に事業者へ伝え、協議を行うように申入れを行いました。

以上、大変大まかな報告となってしまいましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認をお願いいたします。

執行部におかれましては、報告書をしっかりと読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の小島義次です。閉会中に民生福祉常任委員会を開催し、10月13日には政策提言の委員間討議、11月15日には所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず、10月13日開催の常任委員会の報告です。令和6年度予算に対する政策提言は各常任委員会から行うことが8月8日開催の全員協議会において確認されました。それを受けて、9月27日開催の民生福祉常任委員会において、5名の委員から提出された政策提言について、その内容を共有し共感するために委員間討議を行い、2件の項目に絞り込みました。10月13日の委員会では、その2件の内容についてさらに委員間討議を深め、政策提言の取りまとめを行いました。政策提言の内容は、報告書に添付のとおり、1番、在宅の介護認定者等と家族のケア訪問、2番目に、住宅用太陽光パネル及び蓄電池の共同購入です。なお、10月31日開催の全員協議会において、民生福祉常任委員会の総意として町長に政策提言書を提出しました。

続きまして、令和5年11月15日に開催されました民生福祉常任委員会所管事務について調査した結果を報告いたします。タブレットの33ページになります。

まず、1番目に、公立神崎総合病院です。重要事項の取組状況について、健全経営に向けた取組として、公立神崎総合病院経営改善計画推進本部会議の報告がありました。その中で、主な質疑です。地域密着型多機能病院の一つの業務として介護医療院を取り込もうとしているのかとの問いに、介護医療院をつくれぬか検討をしている。今ある病棟を介護医療院にできるので、体制として可能であるが、収支見込みの検討しか進んでいない。地域密着型機能として受け入れるか否かの議論はできていないとの回答でした。

さらに、近隣にそのような機能を持つ病院はあるのかとの問いに、近隣では、夢前町

にあるが、郡内にはないとの答弁でした。病院改革で実現できると思われているかの質問につきまして、当院は横の組織が非常に弱い。まずは、横の体制をしっかりと確立するため、委員会の見直しも並行して検討している。横の体制をしっかりと取り、リーダーシップを発揮できれば、医師の指示、命令で多職種が動くヒエラルキー型組織から、チーム医療ができるホラクラシー型組織になっていくと期待していると答弁がありました。

また、病院経営改革を進める上で改善されたことはあるかとの質問に、今のところ、医師に対する目に見えた成果は出ていないとの答弁でした。

改革が進まない原因、障害など、根本的な問題は何かとの問いに、長い間、経営に真剣に取り組んでこなかったことが露呈しているのではないか。改善すべき対象が診療部であるというところが一番難しいとの答弁でした。

さらに、来年度、町から病院に対して職員を配置すると町長が発言されているが、職務内容等はこの質問に、役場に病院経営等を考える職員を配置することを検討したい。また、病院と連携を取りながら、行政サイドが病院のあるべき姿、課題解決等を求める役割を担う職員を配置する必要があるという町長の提案であるとの答弁でした。

次に、健康福祉課に移ります。①の地域包括ケアシステム構築及び協議体の推進状況についてです。主な質問の中で、神崎郡在宅医療介護連携についてどのような課題が出たのかとの質問に、みんながかかりつけ医を持ち、何かあれば大きな病院へ紹介するという流れをつくる。介護が必要になった場合、どこまで開業医にフォローしていただけるか課題であるとの答弁でした。

次、②、高齢者福祉等、関係事業の取組状況についての質疑です。町にとって訪問入浴介護サービスは必要なサービスだと思う。行政として対策について考えはこの質問に、訪問入浴介護サービスは必要だと認識している。社協でも、看護師の募集などを手を尽くしてもらったが、応募がなかったため、やむを得ずサービス廃止となった。町として何らかの手だてを検討したいとの答弁でした。

次、④の食育及び健康増進事業の取組状況についての質問です。自殺対策で、中学校で実施されたいのちの授業に対する生徒や教師の反応はこの問いに、ふだんの授業とは違い、お産を取り上げたり、小さな命に関わっている助産師の生の声を聞き、自分や周りの友達の命を大切にするという意味でよい学びになっている。先生からも好評であるとの答弁でした。

次に、この課に関係した政策提言のことについて報告いたします。政策提言、介護認定者等と家族のケア訪問に対する検討状況について報告がありました。現在、ベテランのケアマネジャーが月1回訪問し、フォローしている。要介護認定4、5の方は、医療行為が必要な方もある。今後、災害時の要支援避難行動計画作成のこともあるので、重度の方の訪問についても前向きに検討していきたいとの報告でした。

続きまして、(3)の住民生活課に移ります。②番の防災（無線）・防犯対策の取組状況についての質疑です。前回の委員会で、台風7号に対する情報伝達について尋ねたが、

エリアメール不具合の原因把握、防災無線サイレン不吹鳴等について、3か月間の取組結果はとの質問に対し、配信するメールの内容を入力し、次の画面への操作を二度行っていたことでエラーが発生することが確認できた。今後の対策として、操作手順マニュアルを作成している。さらに、自主防災かみかわにおいても、屋外スピーカーや戸別受信機も放送できるので、地域からも放送をしていただくようお願いしたいと考えているとの答弁でした。

また、防災ネットかみかわで、11時に行われたJ-ALERTのテストメールの着信が、11時32分であった。12時過ぎに着信した方もあった。なぜこんなに遅いのかとの質問に対し、J-ALERTのテストメールは、兵庫県がラジオ関西に業務委託をしているシステムで行われた。配信が大幅に遅れるという不具合が発生したと確認している。今回の原因は、ラジオ関西で究明されると聞いている。また、今回の事象は、兵庫県内全域の事象である。しっかりと対応されるよう伝えるとの答弁でした。

次に、防犯カメラ設置の補助金として、県、町、地元が、それぞれ3分の1負担となっている。区からの設置要望については、地元負担なしで設置すべきである。地元負担なしの補助は考えているのかとの質問に対し、町が設置すべき箇所以外は、従来どおりの補助制度で対応するとの答弁でした。

次に、③の町営住宅の管理運営、④の特定空家対策の推進状況、⑤の国民健康保険の取組状況について質疑応答がありました。前回委員会から町営住宅の空き戸数が変わっていないが、町営住宅の募集はしているのか。空き家のままでは財産の無駄遣いになるとの質問に対して、募集はしているが、なかなか応募がない状況である。広報等でお知らせし、入居者募集準備も早期に対応していきたいとの答弁でした。

その他の質疑応答として、姫路消防署北部出張所の建て替え場所はどうかとの質問に、まだ確定していない。令和8年4月の利用開始を目指しているので、年内か年明けに用地の選定、交渉、合意まで進めたいとの答弁でした。

条例に基づいて撤去された自転車等の件数と、撤去後、引取りに来られた件数はとの質問に、5台以上撤去はしている。引取りに来られた方はないとの回答でした。

ここで、政策提言。住宅用太陽光パネル及び蓄電池の共同購入に対する検討状況について説明がありました。神戸市、尼崎市を含めた10市町で実施を確認している。仲介業者としてアイチューザー株式会社が入っている。伊丹市が協定の中心になっており、アイチューザー株式会社と伊丹市と当町で検討、協議をした。この事業は、4月から9月頃までキャンペーンを行い、11月末には協定の締結に向けての申出が必要である。令和6年度事業には間に合わなかったもので、令和7年度には実施できるように進めたいとの説明がありました。これに対して、神河町が郡内や姫路市に呼びかけ、神河町発信の仕組みができないかとの質問に対しまして、この事業の参画について、姫路市、市川町、福崎町に確認したが、姫路市は現時点では考えていない。福崎町、市川町は、町内でその事業に取り組まれている方に対して、不公平感が出てくるという意見もあり、ま

だ取組ができる段階ではないとの回答であった。加西市にも確認したが、昨年協定に向けて協議したが、参画に対して前向きな状況ではないとの回答でありました。

最後に、上下水道課の質疑です。水質検査の有機フッ素化合物として、PFOS、PFOAの検査は川の水か地下水かどちらなのかの質問に対し、通常、家庭で給水している水道水の検査である。原水はしていないとの回答がありました。

以上、主な項目について報告しましたが、詳しくは報告書を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の調査報告をいたします。

初めに、10月18日、現地調査を行いました。現地調査の箇所は、峰山高原ホワイトピークスキー場、それと神崎農村公園ヨーデルの森、この2件については、この夏に雷が落ちまして、その修繕箇所の確認をいたしております。

次に、作畑アグリイチゴ農園ビニールハウスの栽培状況を見学いたしました。あまりいいような出来ではないように感じております。

そして、次に、町道作畑・新田線道路改良工事の進捗状況を確認しております。

次に、グリーンエコー笠形に行きました。グリーンエコー笠形のオウネン平のグラウンドゴルフ場、ここはミミズを取る獣動物、タヌキのようでございますけれど、それが出て芝生を荒らして、ぼこぼこになっている状態でありました。

次に、コテージの施設、雨漏り等、老朽化によって非常に状態が悪くなっております。

次に、グリーンドームの天井裏のウレタン張りが剥がれております。特に、入り口付近、下でバーベキューをされておるんですけど、その下辺りがひどくて、剥がれが落ちてきて、バーベキュー中にひらひらと落ちてくるという状況であります。

次に、釣堀に利用されたプールの状態も見ております。

先ほど報告しましたグラウンドゴルフ場とグリーンドームの件については、後の委員会で意見が出ましたので、また後で報告をいたします。

調査の状況については、それぞれ写真等、タブレットに記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

それでは、11月9日に開催いたしました委員会の調査報告をいたします。

初めに、建設課であります。橋梁長寿命化修繕事業は、今西2号橋、門外2号橋、いずれも猪篠区であります。この工事は完了をいたしました。

主な質疑であります。高垣橋は、改修工事が着手されないため契約解除の手續中であるが、今後の対応はの質疑であります。これに対して、工事事業者と協議が調い次第、今年度中に改修したいと考えている。もしできなければ、来年度以降に改修工事を進めるの回答であります。これに対して、業者は指名停止ではなかったのかの質疑であります。入札審査会において、事業が解決するまでの間は入札に参加できないということで

あり、現在、契約解除の手続について協議中である。指名停止は期間を区切って行う。今回のように行政の指示に従わないので停止ではなく、指名をしないという処置をしている。問題が解決し、通常の業務が行えることが確認できれば指名をするの回答であります。これに対して、協議中ということは、工事が遅れるが問題はないのか。次年度への繰越しなのかの質疑であります。これについて、契約解除が成立した段階で再入札を考えている。今年度中に契約解除ができない場合は、事業は中止となる。補助事業なので今年度工事ができず、来年度へ繰り越した場合は、町の単独費用での工事となるの回答であります。これに対して、今年度中に改修工事ができなければ町の単独事業となるのであれば、早急に再入札すべきではないかの問いに対し、早急に対応したいの回答であります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業は順調に進捗いたしております。

主な質疑であります。合同訓練での問題点で、携帯電話や無線が使用できない現場での場所の特定は難しいと思うが、衛星電話等の活用は検討しているのかの問いに対し、衛星電話は検討していないが、アプリで現在位置は特定できる。また、NTTドコモが繋がる通信エリアを示すエリアマップで事前に確認して通信することを検討しているの回答であります。これに対し、電波の届きにくい作業現場には発煙筒を用意しておくことが有効だと思うが、検討されたのかの問いに対し、発煙筒は有効的なので、携帯させていきたい。今後、衛星電話についても検証したいの回答であります。

次の質問であります。リモセンの技術導入についてどのように考えているのか。くいを残すほうが山林の再生も含めた町のメリットは大きいと思う。県、国の補助金は、リモセンを対象とするような話があるが、今の段階ではくいを打つ方向で考えているの回答であります。

次に、農林政策課であります。主な質疑であります。生野のバイオマス発電所の再稼働に当たり、木材の搬入関係はどのようなのかの質疑に対し、近隣の森林組合や事業体から集材を考えているとのことあります。

次の質疑であります。生野へ通ずる林道神河1号線の現状はどうか。これに対し、神河1号線は生野へ木材を運搬する際に一番近い山中を通る林道で、再開するバイオマス発電所へ木材を供給するための道路という認識に戻らると思う。今、工事を行っている大畑地内の林道工事が完了する頃に、再度そういう話が出てくる可能性があると思うの回答であります。

次の質疑であります。農地を守るため、地域の人材を多く活用するとのことだが、非農家は非協力的なところが見受けられる。行政から農業の状況を説明し、協力を呼びかけるべきではないかの質疑に対し、町の広報紙に農業関係のコーナーを設けている。その中で、30年先、50年先に今と変わらぬ美しい田園風景を残すために、農地保全を行っていくことが必要であるということを知り、非農家の方に農業に参画、協力していただけるように努めるの回答であります。

次の質疑であります。神崎フードの経営がかなり厳しい状況であるが、今後、町はどのように指導し、運営を続けていくのかの質疑であります。これに対し、すし類の消費量が落ちて、厳しい状況である。直販の利益率が一番高いので、小さなイベントでも出店し、直販で売上げを伸ばすように力を入れている。また、新しい事業展開として、ゆず加工にも取り組んでいる。町民を多く雇用している企業なので、町として残すべき企業と認識している。町としても、しっかり対応をしていきたいの答えであります。これに対し、設備も非常に老朽化していると思うが、設備投資は考えているのかの質疑であります。炊飯設備や空調設備等も老朽化で傷んでいる。財政的な事情もあるので、調整しながら進めていきたいの回答であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。JR播但線利用促進事業の質疑であります。遠距離通勤・通学補助事業は実績が伸びてないが、今後の見込みはどうかの質疑であります。これに対して、前回の委員会で示した実績から約40件の伸びである。半年分を見込んでも予算額との隔たりがあるが、今のところ新たな方策は考えていない。しかし、特急はまかせ、JR播但線利用促進事業は、65歳未満の補助対象2人以上の利用から個人へと拡充したことにより、利用者が増えている。遠距離通勤・通学補助事業の予算を特急はまかせ、JR播但線利用促進事業予算へ流用しながら実施したいとの回答であります。

遠距離通勤・通学補助事業対象の通勤、通学距離は50キロメートル以上であるが、30キロメートルに見直してはどうかの質疑であります。補助の目的は、新たなJR利用者の促進である。最終的に結果を見て検討をしたいの回答であります。

次に、アグリイノベーション推進事業であります。この質疑で、アグリイノベーション神河株式会社の生産が落ち込んでいるが、今後の方向性はの質疑に対し、親会社の経営不振により人員を削減している状況で、現在、事業者主体の事業なので、自力ではイチゴの生産のみで、思うように成果が出ていない。町としても、側面から支援していくことしかできないとの回答であります。町としてどのような形で支援していくのかの質疑に対し、アグリイノベーション神河株式会社は、地域創生の総合戦略の中で、農業の再生に取り組んでいただく企業としてスタートした。企業が事業を続けると言われる以上、情報提供という形で何らかの協力はしていきたいとの回答であります。これに対し、先の見えない状態である。いつまで支援を続けるのかの質疑であります。農機具やビニールハウスの補助金を受けて事業展開をしている。事業をやめれば、補助金を返還しなければならないので、適化法の償却期限が終わるまでは支援しなければと思っているの回答であります。

次に、デマンド型交通事業であります。これに対しての質疑であります。アンケート結果で、利用しないが65%である。その理由として、事前予約が面倒だからが大半を示している。この結果を受けて、どのように事業を進めるのかの質疑であります。予約がいかに簡単でスムーズにできるかである。また、時間短縮のためにエリア区間を短く

するなど、課題をクリアしなければ難しい。十分協議していきたいの回答であります。

次の質疑であります。高齢者の利用が多いと思われる。低いステップのスライドドアで荷物を載せるスペースがあるタイプの車種がよいと思うが、また、乗り降り、乗車場所やね、平地であること等も考える必要があると思うがの質疑に対して、今後、そういう部分もしっかり取り入れて検討したいの回答であります。

次に、グリーンエコー笠形であります。先ほど言いましたように、現地視察についての意見が出ております。まず最初に、グラウンドゴルフ場の整備はどうするのか。その答えで、町で管理するのか、指定管理者が管理するのか検討し、町のグラウンドゴルフ場として位置づけていきたい。しかし、ミミズを捕る獣動物の関係で芝生自体が傷んでいるところがあり、整備等に問題があるとの回答であります。これに対して、補助事業の整備であり、あの状態では町として恥ずかしい。後になればなるほど、整備に多くの費用が必要になる。早急に対応していただきたいの問いに対し、獣動物対策を検討し、グリーンエコー笠形の営業も含めて、早急に対応したいの回答であります。

次に、グリーンドームの天井であります。グリーンドームの天井のウレタンが剥がれているが、対応はどうするのかの質疑に対し、グリーンドームの天井裏のウレタン張りが劣化して剥がれ落ちている状態である。現在、検討中であるが、早急に対応したいの答弁であります。

次に、スキー場関係であります。主な質疑であります。こっとん亭横の公衆トイレからスキー場へ行く道中にトイレが設置されていないが、対策はどうするのかに対し、町が仮設トイレを設置する。場所は県道8号線の上小田地内のチェーン脱着場で、設置期間は12月11日から令和6年3月12日までである。これに対し、仮設トイレの上下水とのつなぎ込みはするのか、また、凍結防止対策はどうするのかの質疑に対し、現状では、町水道、下水道との接続は不可能であるため、仮設の水洗ユニットを設置し、給水はポリタンクの水を利用する。浄水用のポリタンクには不凍液を入れるが、手洗い用水には入れない方向であるの回答であります。これに対し、利用状況にもよるが、下水の処理水が満タンになり、あふれ出る可能性がある。今後のことも考え、下水管につなぐべきではないのかの質疑であります。これに対して、工事となれば県の許可が必要なので、今年度の利用状況を踏まえて検討したいの回答であります。

最後に、委員会でいろいろと協議をし、当委員会では、デマンド型交通事業について研究を進め、その成果を踏まえ、政策提言をする予定です。まずは、デマンド型交通の研究を積極的に取り組まれている摂南大学の地域総合研究所との調査、研究、協議を重ねていきます。また、先進地視察も行い、デマンド型のバスがいいのか、コミュニティバスがいいのか、神河町にとって何が一番ふさわしいのか研究していきます。以上でございます。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、ここで、私のほうから、9月定例会以降、閉会中の

主立った事項について報告いたします。

9月28日、議会改革に向け、大学との連携を進めるため、神戸国際大学経済学部中村教授を安部重助議会運営委員長、澤田俊一副委員長、栗原廣哉副議長と私が訪問し、意見交換を行うとともに、今後の協力を要請いたしました。

10月4日、中播北部行政事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席し、令和4年度事務組合会計歳入歳出決算について提案説明を受けております。

同じく10月4日、和歌山県橋本市議会文教厚生建設常任委員会が、優良賃貸住宅等若者向け住宅施策について、行政視察で来町されています。議会からは松岡宣彦民生福祉常任委員会副委員長が、行政からは前田副町長、住民生活課参事兼防災特命参事、ひと・まち・みらい課長、ひと・まち・みらい課参事と住民生活課担当職員に対応していただきました。

10月5日、兵庫県立神崎高等学校体育大会が開催され、私が出席しています。

10月10日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しています。協議事項は、令和6年度県予算編成及び施策の策定に関する要望、今後の研修事業実施計画、第67回議長全国大会等について協議が行われました。

同じく10月10日、兵庫県町議会議長会第3回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しています。協議事項は、令和6年度県予算編成及び施策の策定に関する要望、今後の研修事業実施計画、第67回議長全国大会等について、原案のとおり承認、可決しております。

10月11日、埼玉県神川町議会が災害時の町の対策概要、援助支援協定関係について、行政視察で来町されています。議会からは小島義次民生福祉常任委員長と私が、行政からは山名町長、前田副町長、住民生活課長、住民生活課参事兼防災特命参事と住民生活課担当職員に対応していただきました。

10月13日、中播磨ブロック老人クラブ連絡協議会親善グラウンドゴルフ大会がはにおか運動公園で開催され、私が出席しています。

10月18日、静岡県伊豆市議会が、リゾートによん i n 神河による廃校跡地利用について、行政視察で来町されています。議会からは小島義次民生福祉常任委員長と私が、行政からは山名町長、総務課担当職員が、リゾートによん i n 神河からは安積進株式会社アミューズ24取締役社長室室長、担当職員に対応していただきました。

10月19日、第16回かみかわ夏まつり第3回運営委員会が大河内保健福祉センターで開催され、私が出席しています。夏まつりの総括、決算について協議が行われました。

10月20日、神河オーガニック推進会との意見交換会を行い、各議員に出席していただいております。農薬による健康被害、オーガニック給食の推進、オーガニックベリッジ宣言等について意見交換を行っています。

10月21日、令和5年度地域安全・交通事故防止神崎郡民大会が市川町文化センターで開催され、私が出席しています。

10月22日、ひょうご里山フェスタ2023が姫路市で開催され、私が出席しています。

10月23日、町村監査委員全国理事会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員が出席されております。

同じく10月23日から24日、令和5年度市町村議会議員研修が滋賀県の全国市町村国際文化研究所で開催され、藤原資広議員と私が参加しております。「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開」をテーマに研修を受講しております。

10月24日、三重県鈴鹿市議会自由民主党鈴鹿市議団が小学校統合について、行政視察で来町されています。行政から入江教育長、教育課長に対応していただきました。

同じく10月24日から25日、令和5年度町村監査委員全国研修会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議会選出監査委員が出席されております。

10月26日から27日、全国過疎問題シンポジウムが富山市で開催され、私が出席しています。1日目は「過疎地域の使命」と題して、早稲田大学名誉教授、宮口等侗廸氏の基調講演。「ウェルビーイング先進地域～多様な人材が創るこれからの地域社会～」と題したパネルディスカッションを公聴しております。2日目は、富山県朝日町に移動し、過疎地域持続的発展優良事例発表会が開催され、朝日町の共助型マイカー乗り合い公共交通サービス「ノッカル」、兵庫県豊岡市城崎温泉若手旅館経営者が中心となって立ち上げた特定非営利活動法人「本と温泉」の地産地読の取組などの発表を公聴しております。

10月30日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月4日に提出された令和4年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

同じく10月30日、神河町商工会行政懇談会が神河町商工会大河内支所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

10月31日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月30日に提出された令和4年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

11月3日、兵庫県立生野高等学校創立110周年記念式典が生野高校で開催され、私が出席しております。

11月6日、兵庫県町議会議長会主催の議員研究会が神戸で開催され、各議員が出席しております。「議員の職務と公務災害」、「質疑、質問の在り方について」と題し、講演を公聴いたしております。

11月7日、郡議長会議長研修会が中播磨県民センター長をはじめ県民センター幹部職員御出席の下、姫路で開催され、私が出席しております。「兵庫県における農振施策

の方向性」について、渡邊直樹姫路農林水産振興事務所長から講演をいただき、意見交換をしております。

同じく11月7日、郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、全国町村議会議長全国大会、郡議会議員研究会及び情報交換会について協議を行いました。

11月10日、町職員と合同で開催された人権研修に各議員が出席いたしております。

同じく11月10日、神崎郡人権教育研究協議会、福崎町民主化推進協議会指定、人権教育実践発表会が福崎小学校で開催され、私が出席しております。

同じく11月10日、地方行政課題研究会が神戸で開催され、小島義次議員、藤原資広議員に出席していただいております。「大阪・関西万博を契機とした観光施策の展開」と題して、公益財団法人大阪観光局理事長、溝畑宏氏の基調講演を公聴いたしております。

11月13日、全国過疎地域連盟第56回定期総会が東京で開催され、私が出席しております。

11月14日、神河町商工会との意見交換を行い、各議員に出席していただいております。神河町商工会の現状と課題について説明を受けた後、意見交換を行っています。

11月16日、西播磨市町議長会第2回総会及び現地視察が峰山高原リゾートで開催され、私が出席しております。峰山高原ホテル、スキー場の指定管理事業者である株式会社MEリゾート播磨代表取締役の正垣努氏より、峰山高原ホテル、リゾートの運営について、説明及び施設の説明等を受けております。

11月17日、兵庫県老人クラブ連合会第1回モロック県大会がすばーく神崎で開催され、私が出席しております。

11月20日、兵庫県議会議長・副議長への令和6年度県予算編成及び施策の策定に関する要望会が神戸で開催され、兵庫県町議会議長会副会長の私が出席しております。

同じく11月20日、第54回兵庫県連合自治会大会が姫路で開催され、私が出席しております。

同じく11月20日、熊本県甲佐町議会が移住定住施策について、行政視察で来町をされています。議会からは栗原廣哉副議長、藤森正晴産業建設常任委員長が、行政からは前田義人副町長、ひと・まち・みらい課長とひと・まち・みらい課担当職員に対応していただきました。

11月27日、令和5年度市川右岸広域道路整備促進期成同盟会総会が福崎で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

11月28日、兵庫県町議会議長会主催の県選出衆参国会議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、地域保健医療の向上（公立神崎総合病院に対する財政支援）について要望いたしました。

11月29日、第67回全国町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備、

大規模災害対策の確立や地方創生とデジタル化のさらなる推進を期する決議など28件、少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化を求める特別決議をはじめ特別決議3件、また、国に対する要望事項を決定しました。

12月2日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、各議員に出席していただいております。

12月4日、図書・コミュニティ施設建設起工式が栗賀小学校跡地で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりです。なお、定例会ごとに発行しております「議会だより」につきましては、10月13日に第78号を発行し、10月25日に各区長様に配付しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時40分とします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

議案の審議に入る前に、申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第6号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、報告第6号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和5年10月18日に発生した公用車事故の対物事故分について、11月21日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

2 ページ目を御覧ください。この報告は、公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解に係る専決処分でございます。

この事故は、令和5年10月18日水曜日、午前8時50分頃、神河町岩屋地内県道加美穴栗線（茶ノ木原橋付近）において発生したもので、町の健康福祉課から病院が受託しているじっくり貯筋教室の参加者の送迎中の事故でございます。事故概要は、県道加美穴栗線を南下中、茶ノ木原橋方向に左折するのを失念し、慌ててバックしたところ、道路上に停止した後続車に衝突したものでございます。事故の責任割合として、当方が100%、相手方ゼロ%として、相手側の車両損害額の39万5,000円を当方が賠償することで示談が成立しましたので、11月21日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、事故の際、公用車に4人、運転員とボランティア、それとじっくり貯筋教室参加者の2人と相手車両に1人の方が乗車されていましたが、全員、おけががなかったことが幸いでございました。

以上が報告理由並びに内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。これは、道を通り過ぎて、慌ててバックして戻ったと。そのときの被害が39万5,000円、普通の接触事故であれば、こんだけの金額にはならないと思うんですが。この辺はどうやったんですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。39万5,000円の内訳でございますが、35万円が車両の修理費でございます。4万5,000円がレンタカー代、10月の18日から30日の13日間でございます。その35万円の内訳につきましては、フロントバンパーとボンネット、それと、左右のヘッドライト全ての取替え、プラス塗装費用ということで、車両の修繕費用自体は35万円ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。一方的な過失割合いうんですかね、

100%公用車のほうが悪いということなんですけど、こういうときに、やっぱり、ある程度責任っていうのが発生すると思うんですよ。例えば、公用車を運転するということに対する責任ですね、そういうところはどういうふうに役場としては考えて、どういうふうな指導をされとんか。きつく言うと、勤務評定に反映していくのか、その辺も併せてちょっとお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。一つは、その教育という部分でございますが、実は、病院のほうでは、会計年度任用職員の運転員が5名いるのと、それと、シルバー人材センターのほうに1人の派遣を依頼しております。現在、病院関係で6名の運転員を抱えております。その教育という部分でございますと、10月の16日の月曜日と、10月の30日の月曜日に、それぞれ、福崎町にございます自動車教習所において安全運転講習を受講いただいたりということで、教育もしているところでございます。また、昨年10月から、職員が公用車を運転する際には、アルコールのチェックも行った上で運転をするようにしているところでございます。

先ほど、事故を起こした職員に対する勤務評定というところでございますが、今のところは、公用中の事故に係る部分については、そういう勤務評定に反映するという取扱いはしていないというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長、いわゆる公用車全般のことについて、総務課長のほうからは何かございますか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。公用車を所有しておりますので、私と、また病院の総務課長につきましては、公用車の安全運転管理者というふうな立場でありまして、年に1回、そういった講習も受けておりまして、その分につきましては、職員のほうにそういった安全運転の講習のほうをしてもらえるように指導をしているところでございます。そういった中で、あと、処分と申しますか、関係ですけども、一度っていうふうなことでしたら、そういった注意ということで収まっていくのかなというふうに思いますけども、これが続くということになってきますと、先ほど栗原議員さんの御指摘のとおりなことも考えていかなければならないのかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはり、公用車運転して、この事故についてはけが人がなかったということやったんですけど、私の勝手な判断ですけど、39万もかかるような、バンパー、フロントが壊れたような事故であれば、恐らく何らかのけがが発生しとんじゃないかと思うんです。そうなると、結局、道路交通法上でいっても、後方確認し

てないから、安全運転義務違反です。これで、事故があったら、これはもう行政的には点数かなり取られます。それなのに、何の行政的な分じゃなくて、役場としての示しが見つからないんじゃないかと思うんですけど、そんなことはないですか。町長、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 交通事故について、その後、人身事故に至る、そういうふうな状況をしっかりと把握をした上で対応をしていきたい、このように考えております。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。関連しての質問です。正職が運転する場合と、臨時的雇用の方が運転される場合もあるんですけど、公用車をいわゆる運転する場合の何かの取決め、例えば、今言いましたように、正職の者のことの考え方と、やっぱり期間的雇用の方の違いも出てこようかと思うんですけども、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。公用車の運転につきましては、運転管理規程というふうなものを設けておりますので、その規定に基づいて、職員については運転をしていただくというところでございます。

あと、今、先ほど、アルコールショックというところも出ましたけども、運転をしていただく前に、今、アルコールのチェック、免許証のチェック、そういったところも書いていただきながら、そして、安全運転に十分留意をしてくださいというふうな声をかけながら運転をしていただいているというところでございますので、それは、正規職員、会計年度にかかわらず、全職員が徹底すべき課題というふうに認識もしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。御了承願ひます。

日程第5 第89号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第89号議案、神河町教育委員会教育長の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第89号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町教育委員会教育長の任命の件でございます。神河町教育委員会は、教育長1名と教育委員4名で構成されており、任期につきましては、教育長が3年、教育委員が4年となっております。

このたび、教育長であります入江多喜夫氏の任期が、本年12月31日をもって満了となります。入江氏は、平成30年1月1日から教育長として職責を担っていただいておりますが、引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

ここで少し休憩いたします、すみません。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

本議案は、本人がいらっしゃいますので、本人に対することですので、ここで退席を求めます。

〔教育長 入江多喜夫君退場〕

○議長（小寺 俊輔君） 本議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第89号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第89号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

〔教育長 入江多喜夫君入場〕

日程第6 第90号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第90号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第90号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。

教育委員として2期8年にわたって本町教育行政の振興に御尽力いただきました大仲れい子氏が、令和5年12月20日をもって任期満了により退任されることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。大仲れい子氏の2期8年にわたるこれまでの御功績に対しまして、心から御礼申し上げたいと思います。

後任となります山名真由美氏は、人格高潔で責任感が強く、地域や学校PTA活動においてもリーダーとして人望も厚く、地域社会と連携した教育委員会活動を展開していく上で教育委員として適する方でございますので、新たに教育委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第90号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第90号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第91号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第91号議案、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第93号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。

令和2年12月9日から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいています山名實良氏が、令和5年12月8日をもって任期満了となります。山名氏は、役場税務課経験もあり、地方税法等に関する識見を有していることや、人柄ともに固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほどちょっと町長の提案説明の中に、93号議案と言われましたけども、このたびにつきましては91号議案ということで訂正させていただきますので、よろしく願いをいたします。失礼いたしました。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第91号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第91号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 第92号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第92号議案、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第92号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。

平成26年12月9日から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいています宮本善郎氏が、令和5年12月8日をもって任期満了となります。

宮本氏は、司法書士事務所を開設されており、専門的な法律の知識をお持ちであるこ

とや、人柄ともに固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 第93号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第93号議案、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第93号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。

神河町固定資産評価審査委員会委員として5期15年の長きにわたり御活躍をいただきました西畑強氏が、このたび任期満了により退任されることとなりました。西畑強氏の5期15年にわたるこれまでの御功績に対しまして、心から御礼申し上げたいと思います。

後任といたしまして選任させていただきます藤本良平氏は、森林組合での勤務経験もあり、山林等の評価に関する知識を有していることや、人柄ともに固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、新たに固定資産評価審査委員会委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第93号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 第94号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第94号議案、神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第94号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件でございます。制定の理由は、神河町として、町の宝物である子供たちが小学校、中学校に新入学されることをお祝いするという意味を込めて、本条例を制定するものでございます。このことにより、新入学時に多額の費用負担が発生する保護者への経済的な負担軽減につなげるために、新入学の小学生及び中学生1人当たり3万円を支給することとします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例の制定について御説明させていただきます。

本条例につきましては、小学校、中学校への入学をお祝いし、次代を担う子供たちの健やかで生き生きとした成長を応援するとともに、新入学に要する保護者の経済的負担軽減を図ることを目的としています。

支給対象及び支給金額でございますが、支給対象につきましては、小学校、中学校に新入学する支給対象年度の入学式の日に関河町に住所を有している児童生徒の保護者で

あり、支給金額につきましては、児童生徒1人につき3万円といたします。

次に、支給期日でございますが、当該年度の5月末までに支給することとし、振込による支給とします。また、支給までの手続等でございます。広報等において制度の周知を図り、3月には対象と思われる保護者に申請書をお渡しします。その後、申請書が提出され、審査を行い、5月中に支給することを予定しております。

施行日につきましては、令和6年4月1日とし、令和6年度支給対象予定の児童生徒数につきましては、小学1年生70名、中学1年生78名、合計148名でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほどの、この条例の目的としての一
番最後に、子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とするとありま
す。9月定例会で承認可決されました自転車の購入補助については、その購入経費、約
六、七万円の2分の1相当という、そういう一定の基準があったと思います。今回、小
学生、中学生ともに3万円とされた基礎といえますか、どういう数字をもってこの3万
円とされたのか、どういう基準でされたのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本金額の
根拠でございますが、中学校入学時の学用品の購入費としましては13万円程度、小学
校の学用品購入費としましては、体操服、制服、帽子等で3万円弱でございますけども、
小学校ではランドセルや学習機の購入ということもございます。そういうところを考え
ますと、大体同様の、同じような金額の支出をされてるのかなというふうに考えており
ます。

また、広く県内外での同様の制度を持たれている自治体を調べてみますと、支給金額
につきましては1万円から10万円の範囲で様々ございました。可能な範囲で調査を
したところ、調べることでできた自治体の支給されている平均額でいいますと、小学校
入学時には3万1,429円、中学校入学時には2万8,333円、これらのことを参考に
して3万円という金額を決定いたしました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3万円というところが、県下の支給の状況を平均したと
いう数字があったと思うんですけども、それならば、例えば物価高騰でそういう入学に
必要な経費がたくさん要するというような、そういう状況になったときには、当然また見
直されるということもあるのかなと推察はするんですけども、やはり県下の平均を取っ
たということではなしに、神河町の考え方として、仮に中学生で13万円程度の部分か
あるのであれば、その何分の1とかというふうな、そういう基準を持っておられれば、

将来的に物価高騰で金額が大きくなったり、また、逆にいろんな支援によって負担が少なくなったときには、それ相当の割合で減額、また増額するというような、そういうことが考えられると思うんです。そういう意味では、今回の分についてはそういうことで一定の理解はするんですけども、今後の、やはり物価高騰等も考えられますので、何らかの町としての基準を持ってほしいなというところです。いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。金額の、今後、物価高騰による変更等でございますけども、今、先ほど議員さんが言っていたようなことを参考にしながら、今後、物価高騰の状況を注視しながら検討していきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほど澤田議員も言われたように、自転車の補助との、そのバランスも考えてのお祝い金、支給になってます。

一つ気になることがあります。来年度入学する児童生徒、ざっくり140名ぐらいです。合併した年、18年の4月の話なんですけど、小学校が、何ぼやったっけ、130名ぐらい、中学校が150名ぐらいだったと思います。来年度入学する生徒、それは多分52%ぐらいで、約半数ぐらいに減ってきております。18年に入学された方も現在30代ぐらいということで、現役でばりばり働いておられますけども、これから先考えていかなあかんのは、やはり、子供減ってきてるのはもう現実ですから、今度は当然、同居というよりも、若い方の場合、別居という考え方が多いです。となりますと、子供の、いわゆる保育の仕方も現金支給だけいうんじゃなくて、やっぱり保護者への支援といたしましては、放課後、いわゆる学童保育なり授業し終わった後の対応も考えていかないと、現金支給だけじゃないと思うんですね、子育て支援ということになりますと、やっぱりそれも並行して考えとかないと、ただ現金だけ支給したからそれでいいんじゃないしに、バランスの取れる教育行政というものをどのように考えておられるか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今年度と来年度、2か年かけまして、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しております。その中では、就学児童の保護者であったり、未就学児童の保護者の御意見を聞かせてもらうアンケートを取り組むこととしております。そういう意見も参考にしながら、今、議員さんがおっしゃっていただいた意見も参考にしながら、今後の施策に反映していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。1点確認させてください。この条例自体は素晴らしい条例やと思います。条例の施行規則ですね、施行規則の4条の中に、町長は当該年度の5月末までに支援金を支給する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。この特別な事情っていうのは、次の第5条を示しているのか。5条の内容は、支援金の支給について、支給対象者から辞退する旨の申出があったとき、虚偽の申請によって支援金の支給を受けたときとあるんですけど、これ以外のことを指しているのか、それとも5条を指しているのか、その辺をちょっと確認させてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。第4条ですね、町長は当該年度の5月末までに支援金を支給する。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではないというところですけども、支給申請をいただくわけですけども、例えば、お子さんが入院されているとか、入学式の日前後において登校できないことなどがある場合につきましては、支給申請を若干延長するということも考えられますし、何らかの事情によって4月中に申請ができないというような御家庭に対応したところで、この条文を入れさせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明では、ほんなら、5条以外のことで事情がある場合という認識でよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。はい。それ以外のことも含めてというところで記載させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。先ほど澤田議員からの質問もありましたように、県下41市町で1万から10万という金額設定がされており、入学祝い金が設定されているということで、その中で、神河町は平均の3万円を取ったというような回答があったんですけども、それはあまりにも神河町の特徴がないなという、今、思いましたんですけども、この辺について、もっともっと考えていったら、最高は10万円あるんやから、そこら辺ももっと検討されたのかどうか。その辺のどこ、お聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。大変申し訳ございません。県下というところではなくて、調べたのは県内外の自治体を参考にさせていただきました。1万円から10万円という幅はございましたけども、幾らかの自

治体につきましては、小学校入学のみという自治体もございました。そういうところから考えますと、今回提案させていただくのは、神河町は小学校及び中学校というところで、広く支給というところで金額設定を考えております。ちなみに、県下の状況でございますけれども、県下でいいますと、南あわじ市さんが小学校の入学時のみ1万円支給、多可町さんが小学校入学時のみ5万円の支給、たつの市さんが、入学祝い品、お金じゃなく祝い品というところで支給されているというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。祝い金につきまして、今後、この子育て、当然重点なんですけれども、今、出生率も非常に下がっております。昨年度も38名ですか、そして、今年もまたそれに近いぐらいじゃないかと思うんですけれども、やはりそういうことを見ますと、もう少し出生率を上げるんやとか、また、子供の兄弟が増えていくんやとかいうようなことを思っていけば、もっと思い切った施策、例えば、5万、10万を検討してもいいんじゃないかというふうなことも言えるんですけれども、課内の調整ではそういう意見は出ませんでしたでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本議案につきましては、政策調整会議を開催して検討してまいりました。その委員会の中でも様々な意見、金額についても意見がございました。我々としましては、持続可能な制度というふうに考えております。そういうところから金額設定、やはり、多く支給することは非常に望まれるといいますか、喜ばれるというところは認識しておりますけれども、持続可能な、長続きするような制度設計というところで、今回の金額を算出させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し私のほうで補足をさせていただきます。教育行政という部分もあるんですが、やはり人口対策という部分で、この間進めてきております地域創生の中での各種政策というところで、特に、令和5年度、本会議の中でも各議員の中から、今、安部議員も言われたように、もっと大胆に切り込んでいかなければいけない、そういう御意見もいただいたところでございまして、そして、神河町としても、この間、少子化対策、子育て環境整備というところでは様々な支援策を講じてきたところでございますが、例えば医療費にしても、もう高校生まで医療費無料化というのは多くの自治体で取り組まれているというところがございますので、新たな切り口というものは必要だという話もこの間させていただきました。

そんな中で、もう一つは、今言われたように出生率が低下してきているということで、そういった出生率を上げていく取組というところを考えますと、やはり、結婚していただく環境整備といいますか、そういった出会いの場というものをもっともっと

強力に進めていかなければいけないなど、そのように思っておるところでございまして、その点については、新年度予算の中でこの政策として盛り込んでいきたい。このように考えているところでございます。

それと、最近、本当に新たな発見といいますか、あったのが、実は、兵庫県との政策懇談会といいますか、そういう場がございまして、私、出席しておりましたら、兵庫県のほうで、一つは、移住定住をする場合、どういったところを重きに置かれているかというアンケート調査がございまして、これは単に今住んでいるところから移住したりするために何を重きに置いてるかというところなんですけど、結果が、実は、各自治体における子育て環境であるとか、そういった、今言いましたような医療費無料化であるとか、そういったいろいろな取組されている自治体の内容を重きに置いているというアンケートが、そういう方々が10%ぐらいあったというところなんです。一番重要なのは、やっぱり立地条件であるとか、そういう部分が、家を建てるのに一番環境のよいところ、単なる建てるためにいうところが一番多かったと、約8割ぐらいやったということございまして、私も、はっと、本当にびっくりしたんですけど、そのように考えますと、当然、子育て環境整備というものは引き続きやっていかなければいけないことではありますけど、さらに、移住定住も進めていかなければいけないので、そのように考えると、やはり住宅政策というか、そういった部分にも重点的に取り組んでいかなければいけないなということを強く思った次第でございますので、そういった点についても、この令和6年度以降の政策に反映できるように進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。3回目の質疑になります。条例案の第4条には現物給付というような規定もあるんですけども、施行規則を見ますと、現金給付を前提にしておられると思うんですね。ですから、その辺の、当面は町としては現金給付って思っておられるのかなという、その辺の考え方を確認したいのと、仮に現金給付ということ的前提にされるのであれば、今後のデジタル社会に向けて、施行規則を見ますと、申請が必要って書いてあるんですけども、いろんな国の支援のようにプッシュ型で、入学通知は町なり教育委員会のほうから出すわけですから、必ずそれは本人確認を行って、住所も確認して、通知をしてるわけです。マイナンバーカードを普及することによって口座のひもづけが行われますと、マイナンバーカードを持っておられる保護者であれば、プッシュ型で即座に振り込める、4月の入学と同時に振り込めるっていうようなことも考えられると思うんですね。そういうことも少し今後想定してほしいなということ、これ、お願いになってしまいますけれども、今後もしばらく現金給付という考え方かという部分と、今のマイナンバーカードの利用によって、プッシュ型で、お祝い金ですから、お祝い金の要素がありますので、申請を待たずにお祝い金としてプッシュ型で振り込んでいく、そういうことは考えられないかということをお尋ねしたい

と思います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず1点目の現金支給というところですけども、現在、神河町では商品券事業であったり、今年度、電子マネーの商品券事業も行われているところでございます。そういう商品券もしくは電子マネーの活用も検討させていただきました。商品券につきましては、実施時期が秋というところで、入学時期から若干ずれるというところの問題点、電子マネーにつきましては、今年度実施というところで、実際の検証がまだ至っていないというところもございまして、現在のところ、現金支給というところで考えていきたいというふうに思います。

また、プッシュ型という御質問でございますけども、この点につきましても検討させていただきました。一つの理由として、申請という方式を採用させていただいたのは、辞退者もあるということも考えますと、プッシュ型というよりは申請型というふうにさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで少し補足をさせていただきますが、精神論といえますか、そういうところからいきますと、この事業そのものは、地域創生、少子化対策、子育て応援、そういうことでございますので、人口減少する、それを対策を打つということは、やっぱりその地域でお金が循環していく、外に出ていかない、そういったことをやるのが一番基本に置かなければいけないというふうに私は考えておりますし、この間、コロナ対策であったり、そういうものも全て地域内循環というところをもうできる限り基本に考えてきたところでございます。そういうことからいきますと、このたびの3万円の支援金につきましても、精神はそういうところに置きながら、ただ、入学時ということになってきますので、どういうんですか、4月に入学してすぐ活用できる、そういうところがございまして、しかしながら、精神はやはり町内循環、ここを基本としながら、最善の形をつくっていききたい。そこには商工会の御理解、御協力もいただかなければいけない、このように思っているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） すみません、児島課長。澤田議員は、今後しばらくは現金で給付でいく予定なのかっていう御質問だったんですけども、児島教育課長の答弁では、今回は現金、私の受け取り方では、来年度以降はまだちょっと未定で分からないというふうな答弁に感じたんですけども、その御理解でよろしいですか。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。申し訳ございません、今、議長がおっしゃっていただいたとおり、今年度につきましては現金支給、来年度以降については検討と、未定というところで考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） それと、もう1点のプッシュ型にするべきではないかっていうところで、児島教育課長のほうからは、辞退者もあるかもしれないので申請型ということなんですけども、この件につきましては、澤田議員のほうからは、よく検討をさせていただきたいという御要望がございますので、いま一度検討のテーブルに上げていただきたいと思います。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） お願いします。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。根本的なことをお伺いいたします。財政的な支援を踏まえてという説明もございました。中には祝い金、普通、祝い金といいますと、子供に向けての多分祝いだらうなと思うんですけども、親に向けてするのか、子にするのかになるんですけど、何か話がぼやけてて、純然たる祝いやったら、祝いのほうがかえってスムーズに、聞こえがいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。お祝い金にするか、支援金とするかというところも検討をさせていただきました。両方の意見がございましたけども、保護者負担の一部を支援させていただくというところで、支援金というふうにさせていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第94号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第95号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第95号議案、神河町印鑑条例の一部を改正する

条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第95号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が、令和3年5月19日公布、令和5年5月11日より施行され、移動端末設備のスマートフォンへの電子証明書の搭載が可能となっています。これにより、スマートフォンに搭載した電子証明書機能を利用したコンビニ交付サービスが年内に開始されることになり、印鑑証明がこれにより取得できるようになりますので、印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理されるために必要な事項を定めた神河町印鑑条例の関係部分を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細を説明させていただきます。

町長の説明にもありましたように、国の法律が改正されまして、マイナンバーカードに内蔵されております個人を特定するための電子証明書をスマートフォンの中に取り込むことが可能となっております。このスマートフォンに取り込んだ電子証明書を使って、コンビニで印鑑証明を取ることができるようになりましたので、その旨を印鑑条例にうたい込むものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。タブレットのほうは5ページになります。

この条例の第15条、多機能端末機による印鑑証明の交付の条文です。この条文の中に出てくる多機能端末機といいますのは、コンビニに設置してある行政のコンピューターと接続された端末機のことでございます。それから、移動端末設備というのはスマートフォンのことでございます。さらに、個人カード番号といいますのは、いわゆるマイナンバーカードのことでございます。分かりやすくこれらを読み替えまして、さらに、この条文、括弧書きが多いので、これを省いて説明のほうをさせていただきたいと思っております。

第1項ですけれども、現行の条文、右側の改正前ですけれども、登録者は、この登録者というのは印鑑登録をしている者ですが、この登録者はコンビニの端末機でマイナンバー

カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる」と記載がありますのを、改正案では、左側、改正後ですけども、この登録者は、コンビニの端末機でマイナンバーカードまたはスマートフォンを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができると改正をいたします。

それから、2項のほうですけども、改正前の2行目の後ろのほうの括弧書き、平成14年法律第153号の部分ですが、これは、その前に記載の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、このことを指しておりますが、改正後の1項のほうですね、これの5行目の後ろのほうから7行目にかけて、同じ、今言いました法律と、括弧書き、平成14年法律第153号がこちらのほうに記載をされましたので、2項の部分の括弧書きについては繰り返しの記述になりますので、削除をするものでございます。

なお、電子証明書を取り込んだスマートフォンを使用して印鑑証明のコンビニ交付を受けるサービスにつきましては、年内に開始される予定でございまして、今日現在、開始の日までの情報は国のほうから入ってきてない状況でございまして。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点教えてください。4ページのこの条例案の附則に、この条例は公布の日から施行するとあります。今、平岡住民生活課長の説明では、国からまだ具体的な日等がないのということだったのですけれども、いつ頃の予定になるのか。国から詳細が示された時点が公布の日となるのか、当然、公布をすれば、これ可能になるわけですから、この公布日っていうのは重要になると思うんですけども、その公布日の考え方を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。先ほども申しましたように、開始の日がまだ国から来ておりません。開始されるという日が利用できる日となりますので、これが公布の日になるのではというふうに私のほうでは考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 公布の日の考え方については分かりました。それが公布されますと、住民の方々はこのサービスを利用できるようになるわけですね。そのための、いわゆる周知、広報の方法ですとか、あとは、相談の窓口体制とか、そういったところはどのように考えておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。おっしゃるとおり、住民の方

にこういったサービスが開始されるということは広報をしていかなければならないというふうに考えております。今後、国のほうから、こういった形で広報をするようにというふうな通達も流れてくるかとは思っております。このサービスを利用するには、まず、スマートフォンにマイナンバーカードの電子証明書を読み込ませる、搭載する手順が必要でございます。そういった方法も併せて、国からの指示なり、例えばスマートフォンに読み込ませる方法も、なかなか私も、ちょっとあらかじめ調べてみたんですけど、少し複雑な操作も要るようございまして、こういったところを分かりやすく、また、国が発表するそういったサイトですね、そういったところとホームページとリンクを付けてというふうなところで、分かりやすく住民の方には説明をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3回目です。澤田です。その際に、ぜひそういう相談窓口というか、そういうものを充実してほしいなと思いますのと、もう一つは、このマイナンバーカード自体が、いわゆる、アナログの世界でいうと、実印を持ち歩いているようなものなんですね、マイナンバーカードというのは。ですから、私もマイナンバーカードを持ち歩く、保険証のひもづけていうのは、まだ私自身もようしてないのは、実印を持ち歩くのがちょっと怖いという部分があって、当然、そのセキュリティーの対応とかそういうこともされてるというのはよく分かるんですけども、それに加えて、我々が日常に持ち歩いているスマホにそういう情報が入っていくということについて、これもセキュリティーの対策っていうのは万全だと思うんですけども、そういうリスクの部分もやはり十分に住民の方々に周知をしていただいて、そういう情報漏れがないように、誤った使われ方をしないように、そういう徹底をお願いしておきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。御指摘のように、こういった取扱いについて、住民の方からも相談があると思っておりますので、随時そういったことにも対応できるように、窓口のほうとしても体制を整えていきたいというふうに思います。

また、あわせて、大切なものがございます。リスクもゼロではないというふうに思いますので、その辺りの説明も十分含めてしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほどの説明で、移動端末機設備、これが、住民生活課長の、スマートフォン、スマートフォンと言われましたけど、これは携帯電話のことではないんですよね。全体を捉えていうことですね。だから、その辺を分かりやすい広報をしてあげてほしいんです。例えば高齢者なんかになったら、住民生活課長が言われてる

ように、これを取り込むだけでも難しいという状況なんで、だから、分かりやすく広報紙をつくってほしいと思います。これはお願いでいいです。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この条文の中に出てくる、多機能、失礼しました。（「移動端末設備」と呼ぶ者あり）移動端末設備、申し訳ありません。移動端末設備ですけども、これは、今のところスマートフォン、それから、iPhone、これがこの設備に当たります。いわゆる古いタイプの、ガラケーと言われている、あれはこれには対応できないというところでございます。

そして、さらに、このサービスが年内に開始されるのは今のところスマートフォンのみで、iPhoneについてはまだ調整中といいますか、サービスが開始されることは発表はされておられません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長、確認だけさせていただきたいと思います。

いわゆる移動端末設備っていうのは、スマートフォン、iPhoneだけにかかわらず、世間一般で言われるガラケーも含まれるとは思いますが。そういった中で、今回のこの対応する、取り込みが可能な機種については、もうスマートフォンのみという御理解でよろしいですかね。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。申し訳ありません。

議長のおっしゃったとおりでございます。移動端末設備というのは携帯電話全般のことを指しておりまして、マイナンバーカードを取り込んで、そして、それをもってコンビニで印鑑証明を交付を受けることができるのは、今のところスマートフォンが対応できたということで、また日を改めて、iPhoneのほうも追ってそういうサービスが開始されるというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第95号議案は原案のとおり可決しました。

日程第12 第96号議案から第99号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第96号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第97号議案、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第98号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第99号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第96号、第97号、第98号及び第99号議案について、関連がありますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本として、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断をしているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでございます。その改定の内容は俸給表及び期末勤勉手当の改正の2点で、今年の4月に遡って改正するものでございます。

まず、1点目は、俸給表（給料表）の改定です。俸給に関する本年度の人事院勧告は、官民格差3,869円、率にして0.96%を引き上げる内容のもので、引上げ額としては、行政職1表の初任給を1万2,000円引上げ、これを踏まえて、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げ、改定するものでございます。同様に、医療職（一）から（三）の給料表については、行政職との均衡を基本に、初任給を1万1,100円から1万3,600円の範囲で引上げ、また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に、初任給を1万900円引き上げるものでございます。この職員の改定に倣い、会計年度任用職員につきましても、同様に給料表の改定を行うものでございます。

2点目は、期末勤勉手当の支給月数でございます。今年の人事院勧告において、国家公務員の期末勤勉手当を0.1月引き上げる勧告があり、期末手当の年間支給月数を2.4月から2.45月に、そして、勤勉手当の年間支給月数を2.0月から2.05月に引き上げる改定でございます。この職員の改定に倣い、常勤の特別職の期末手当につきましても、同様に0.1月引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。本4議案につきましては、本年の人事院勧告を受け、関連する条例の改正を行うものでございます。改正のポイントにつきましては、給料表及び期末勤勉手当の引上げ、会計年度任用職員の勤勉手当の新設の改正でございます。

まず、75ページ、参考資料3を御覧いただきたいというふうに思います。令和5年度人事院勧告の給与勧告の骨子を添付しておりますので、最初に勧告の概要を申し上げます。

76ページを御覧ください。給料表の改正につきましては、行政職の初任給、高卒を1万2,000円、大卒を1万1,000円引き上げられるなど、若手職員に重点を置かれた内容となっています。連動しまして、定年前再任用短時間勤務職員の月額給も改正されています。期末勤勉手当につきましては、0.1月引き上げる内容で、期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配当されることとなっています。配分は、令和5年度は12月期に、令和6年度は6月、12月期に均等に配分されることとなっております。

77ページを御覧ください。テレワークを中心に勤務している職員に対して、在宅勤務手当が新設されました。職員の労働条件等につきましては、人事院勧告を基本に整備を行ってきたことから、手当の新設は必要と認識をしておりますが、しかしながら、テレワークに関する環境整備を進めておる中においても、コロナ禍において10日を超える在宅勤務を行うことは難しかったことも含めて、検討する時間をいただきたいという思いから、本議会への提案は見送りさせていただき、調整を図っていきたいと考えております。

会計年度任用職員の給与改定につきましては、令和5年度から一般職の給与改定の取扱いに準じて改定することが基本とされました。ここには記載がありませんが、勤勉手当の支給についても、令和6年度から、国の非常勤職員の取扱いの均衡の観点から、勤勉手当の支給が可能となっております。

それでは、戻っていただきまして、6ページ、96号議案から説明させていただきます。最初に、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。人事院勧告に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い一部改正するもので、まずは、7ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第1条は、令和5年4月1日を施行日として改正するもので、一般職の期末手当の12月期の支給率が100分の120から100分の125へ引き上げられたことを読み替え、特定任期付職員の期末手当を100分の165から100

分の175に引き上げるものでございます。また、第7条の特定任期付職員の給与に関する特例で定めます別表、給料月額を改めるものでございます。

第2条は、令和6年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期で平準化するための改正でございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを6ページの議案として提案をさせていただいております。

続きまして、8ページ、第97号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、9ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第1条は、12月1日を施行日として改正するもので、本年12月の期末手当を0.1月引き上げるものでございます。特別職には勤勉手当という制度がないことから、一般職の期末手当及び勤勉手当の合算月数を期末手当に反映するものでございます。

第2条は、令和6年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期で平準化するため改正するものでございます。なお、在職期間率は、6か月で1で、5か月以上で0.8、3か月以上で0.6、3か月未満で0.3で、その期間率を乗じて得た数値を支給率としております。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを8ページの議案として提案をさせていただいております。

なお、議員の皆様様の期末手当につきましても、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例により、常勤の特別職の例に倣い、一定の割合を乗じて得た額とすると定められております。

続きまして、11ページ、第98号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。人事院勧告に伴い、一般職の給与に関する法律が改正されたことに伴い一部改正するもので、まずは、27ページの新旧対照表から御説明申し上げます。

第1条は、本年4月1日を施行日として改正するもので、第29条第2項で、一般職の期末手当の支給率を12月期のみ100分の120から100分の125に引き上げ、同条第3項で、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を12月期のみ、100分の67.5から100分の70に引き上げるものでございます。同様に、第32条第2項第1号で、職員の勤勉手当の支給率を12月期のみ100分の100から100分の105に引き上げ、同項第2号で、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を12月期のみ100分の47.5から100分の50に引き上げるものでございます。

次に、給料表別表を御覧ください。行政職の初任給を1万2,000円引き上げるなど、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で改正されております。同様に、34ページからの医療職(一)表から(三)表の給料表につきましても、行政職との均衡を基本に、初任給を1万1,100円から1万3,600円引き上げられております。

54ページを御覧ください。第2条関係でございます。令和6年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当及び勤勉手当の支給率を6月期、12月期に関して、同率に平準化する改正でございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを11ページからの議案と提案させていただいております。また、59ページからの参考資料2では、技能労務職の給料表についても、行政職を基本に初任給を1万900円引き上げるものでございます。

続きまして、79ページ、第99号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、92ページの新旧対照表を御覧ください。第1条は、本年4月1日を施行日として改正するもので、会計年度任用職員の給料表は常勤の職員の給料表を伴うとされていることから、また、令和5年度からは一般職の給与改正の取扱いに準じて改正することが基本とされました。第1表については、行政職給料表を使用、97ページ以降の医療職につきましては医療職の給料表を適用しておりまして、これにつきましては、公立神崎総合病院の看護師等、会計年度任用職員に適用する給料表でございます。

次に、109ページを御覧ください。第2条は、令和6年4月1日を施行日として改正するもので、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となり、一般職に準じて行うことになったことから、一般職の例に倣い、改正するものでございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを79ページからの議案として提案をさせていただきます。

なお、一括提案する4議案とも人事院勧告に基づく改正でございますので、御理解を賜りますようお願いして、以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

ここで、昼食のため、暫時休憩とします。再開を13時ちょうどとします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩前に第96号議案から第99号議案までの提案説明が終わりましたので、ここからは4議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏でございます。私のほうからは、99号議案の神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する、つまり、会計年度任用職員、昔でいいます臨時職員であります。臨時職員に給料表ができて、なおかつその給料表について、正規職員と同様に、お若い方については1万2,000円のアップということで、これはもうよく分かるんですけども、これは4月1日、

令和5年4月1日に遡ると。ということは、4月から12月まで、9か月掛ける1万2,000円、一番上がる人でね、10万円超します。

ここで僕がちょっと心配しとるのは、130万円の壁、これは何かと申しますと、御主人の扶養に入って、健康保険も御主人の健康保険に入ってるまま、そういう、130万円よりちょっと下の、すれすれの臨時職員、会計年度任用職員がおられた場合に、いや、もう遡って頂けるのは非常にうれしいけれども、実は、主人の健康保険から外れて、自腹で国民健康保険払うようなことになってしまうと。そのほうが実はマイナスがでかいですよと、こういうようなケースもないかなと私は心配しとんですけど、そこら辺り、そういう申出があったとか、そういう事例があるとか、そこら辺りについて、総務課長、どうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、会計年度の方で、扶養の範囲内に外れるかどうかというところの、意外とぎりぎりの方っていうのは一定数おられるというふうに認識をしております。ただ、そういう方につきましては、4月の段階で、新年度予算を大体組む段階のときに、そういう方にはお声がけをさせていただいて、もうそろそろ外れますよとか、今、給料表ができましたんで、給料が上がっていきますから、将来、いずれか外れますよっていうことは、これまでもずっとお伝えをしてきたというところでなっておりますので、そういう方につきましては、これまでの間、本当に準備をされてきているというふうに思っておりますので、そういう方につきましても、おられるかとは思いますが、それにつきましては、町としては、やはり支払うべきものは支払うということが基本ということとしておりますので、その方についてはお支払いしていきたいというふうに思ってます。

ただ、国の制度のほうで、この2年間にわたって、そういう、急遽、要は給料が増えたということで、130万円の壁を緩和するような制度も、今、たしか設けられておたというふうに思いますので、そういった方が御主人の社会保険のほうに申請をされるというふうなことも今後出てくる可能性はあるのかなというふうには思っておりますけれども、町のほうでは、今のところ、このたびのアップのことで外れるような方につきましては、それほどいないのではないかなというふうには認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 大分安心して話聞きました。お願いになりますけど、もし、これで扶養が外れちゃって、自分で健康保険、国民保険とか入らざるを得ないようになってしまったりとかいうような事例があって、ちょっと困ってるんだというような話がありましたら、また総務課長さんのほうで、指導なり、今申されたように、御主人の会社のほうで、そういうハンデが出た場合のクリアの仕方もありますよということで、御指導のほうをよろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今回の提案もさせていただいてますけども、来年の4月からは、要は勤勉手当、2か月分が余分に出ることになりますんで、このたび、ぎりぎりの方につきましては、来年度はもう絶対外れてくるというふうな認識を持っております。ただ、私からしますと、厚生年金、本人が社会保険に入るっていうことは悪いことではないというふうに思っております。というのは、年金の増額もありますけども、もしけがをした場合の、要は、社会保険の本人でありますと、給与保障っていうところも出てきますし、障害を受けた場合に、そういった障害手当の増額も本人の場合はありますので、社会保険に入ることは、私は悪いっていうわけではなくて、やはり、そういう方も社会保険に入っていただくことのほうが私はメリットもあるというふうに認識をしておりますので、そういった方にはメリットもお伝えしながら、社会保険のほうに、共済組合のほうに移行していただくということで御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一括の提案だったので、質問させていただきます。96号議案、任期付職員、これ、人事院勧告の改定に伴ってということなんですけど、この給料額、何を引用されてここに上がっているのかということと、あと、98号の一般職員の給料の改定の件なんですけど、私の記憶では、8級制の給料から6級制の給料に変わりましたね。多分、もう20年ぐらいなるのかな。今までは、若年層、やはり40歳以下の方を重点にというような形で給料改定されました。今回、初めて、いわゆる45歳以上から上の方が、物価が上がったということで多分上がってると思うんですけど、この給料改定の説明を受けられたときに、人事院勧告の物の考え方がもし書かれていたら教えてほしいんです。といいますのは、仮に50歳ぐらいの町職員でしますと、お子さんも、多分、高校生やら大学にも行かれてると思います。今の大学生も4年制から、大学院在学で6年制なり、もういろいろあります。6年も通われますと、親御さん、2人大学行かれたら、もう、50歳の方もほんまにえらいことになりますので、若年層だけじゃなくて、実際に困られるんは、やはり、子育ては中学校までが大変じゃないんですよ。本当にえらいのはここから先の話なんで、子供が大学出て、社会人で勤めるまでが一番ピークなんで、国もそういう方に対してどういう支援、考え方を持っているのか、もし説明聞かれていたら、ちょっと教えていただきたいと思います。その2点、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この任期付職員の給料表の改定につきましては、国のほうですね、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す

る法律、こういう法律がありまして、その法律の給料表をそのまま準用しておりますので、その給料表が改正されたことによりまして、このたび給料月額を改正するものでございます。

続きまして、給料表の改正ですけれども、8級制がありました。そして、平成19年に今までの1号給を4号給に改正をしたというところです。そして、そのときに、8号は8号のやつを、今は6号ですけれども、その中に入れ込んだということになってますんで、上限につきましてはほぼほぼ変わってない。その後、要は国のほうで大きな制度の改正があって、一般職、地域手当、一般職の給料表が大体7%ぐらい下がったというところで、大きく下がったのかなというふうに思ってます。そういった中で、私ども、50歳ぐらいの職員につきましては、資料にもありましたとおり、大体0.3%ですね、1,200円ぐらいの給与改定というふうになっておりますので、なかなか、管理職ぐらいの職員についてはもう上がっていないというのが現実で、先ほど議員の御指摘があったとおり、最近本当になかったというふうに思ってます。

ただ、国のほうは、そこの給料表を上げようというふうに思っているかといいますと、この資料の中にも少しあったんですけれども、来年度、給料表の改正というものを国のほうは少し検討をされておまして、人事院勧告の中でも出てくるのかなというふうに思ってます。中身につきますと、やはり初任給を引き上げていくと。そして、そのカーブをなだらかにするということですので、50歳ぐらいの方の給料につきましては、なかなか上がる要素は少ないのかなと思ってます。それは、総額人件費を国のほうもやはり抑えていきたいというところもありますんで、管理職程度の職員の給料表はなかなか上がっていかないというのが現実ですので、国のほうも多分そういうふうな考え方を持っておりますので、管理職の部分につきましては、給料表は上がるめどはなかなかないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。任期付職員の方につきましては、初め、医療職も全部見て、調べてみたんです。医療職（一）の給料表に似たような額がありました。ほかの給料はこんな額ありませんので、どこから出たのかな思ったんで、また調べてみます。

あと、一般職の部分なんですけど、やはり若年層上がって、高齢の方、上がらない。一つは、もう日本の社会構造、経済情勢はあるんですけれども、例えば、例を挙げますと、半導体なんかそうなんですけど、大学出て五、六年もすれば、もう古い知識、20代ぐらいしか新しい知識が使えないということで、高齢の方は、いわゆるキャリアアップ、今、盛んに言われてますね、それから、スキルアップとかいうことで。自分でやっぱり若い世代に追いつくような知識を得ていかないと、もう給料上がらないんですよっていうことをね。逆に言えば、今のおられる、外れてる方、いわゆる45歳以上の方にも、そこに十二分にやっぱり言うていかないと、級は縮まらないんで。能力アップも考えん

と、給料全然上がらへんわ、しんどいわ、どうでもいいわじゃなくて、その意識もうまくうまく指導してもらわないと、意欲もそがれますので、それを踏まえて一遍、もう一度考えてもらえたらなと思うんですけども。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤原議員の御質問に少し回答として補足させていただきますけども、現在の給料表の内容については、総務課長が申し上げたとおりでございます。もともと、私どもが役場に入った当時は4等級やったと思って、また、県とか国においては特1等とか何かいろいろとあって、町職レベルでいうと、もう特1等とかそういうところには行かないという給料表に基準としてなっておりました。それから、給料表が改定されながら、国家公務員の抜本的な給料表が改定される。そんな中で、現在は、国家公務員、一般行政職でいうと、10級制が入ってるわけですよ。兵庫県においても10級制が入っているということで、都市職においても、10級までは行ってるかどうか分かりませんが、かなり高いところにいる。そんな中で、町でいいますと、一般的には一番上位が6級ということになっているわけです。その6級と併せて、国家公務員の規定からいきますと55歳昇給停止ということで、神河町においても、昨年、55歳昇給停止ということで、ようやくその基準でやっているということですね。

55歳で昇給停止で、6級制で終わっている。そのように考えると、今、藤原議員が言われたように、そういった50歳代の職員からすると、非常に、実態としてどうなのかなと。片や10級制が入ってるところもあれば、一方で6級制で終わる。そのように考えると、将来の人材育成とか、また、意欲であるとか、そのようなことを考えると、やっぱり何とかできないものかなと、そのようなことは思うわけですが、いずれにしても、そういう制度の下で、今、基準としてなっているんで、その辺り、その制度を変えることによって、役場組織が、職員のモチベーションも上がってしていくということであれば、何か手だてがないのかなというところは個人的には思っているところでございますし、同様の考えをお持ちの町長さん方も幾らかいらっしゃるというのが実態でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

平岡総務課長、何かありますか。特にありませんか。（発言する者あり）よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。国家公務員については人事院勧告、県の職員については県の人事委員会があります。いずれも官民比較をされてるわけですね。国家公務員については、50人規模以上の事業所、1万事業所を超える事業所を調査をして、その比較でもって人事院勧告が行われます。県も同様に調査を行われてます。

町長のこのたびの提案の理由のところ、神河町の状況も考えてということで、提案

理由の中にその言葉があったと思うんですけども、神河町内、先ほど町長がおっしゃった実態というのは、他市町との比較での実態というのは分かるんですけども、神河町の民間企業の実態と、町の職員の官民格差、そういったところというのは、定期的な調査とか、そういったことをやられてるのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。神河町内における調査ということになってきます。国家公務員についても、県についても、それは調査をしてるんですが、それは、例えば兵庫県であれば、兵庫県の組織的な規模と同等規模の民間企業と比較してどうなのか、国家公務員にしても同じような状況の中で調査をされるわけでございますので、神河町の役場の職員規模と同規模のところを実際あるのかということになると、実際のところ、ないわけでございますので、そうなっていくと、じゃあどこを基準に神河町の実態だという話になってくるわけでありまして、その辺の言葉の表現は、少し、そのように捉えるとどうなのかなというふうに思いますが、これまでの給与実態、そういう環境も含めて、最終的に判断させていただいたというのが神河町の実態というところで御理解いただければと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。もちろん今、町長言われたような仕組みも私は理解した上でなんですけども、当然、先ほど藤原議員が質問にあった、職員のモチベーションの問題ですね、そういうことを考えると、厚遇については他市町との比較というのが大事になってくるところについても一定の理解をしています。間もなく、12月の期末勤勉手当が支給されますと、報道、新聞報道で、西播磨管内、県下の比較の一覧表が出ます。私自身が住民の方々と話ししていると、平均年齢の問題があるんですが、あれはあれでマスコミにはもう少し工夫を私はしてほしいと思いますけれども、神河町の部分がほかの市町から比べると、平均年齢からいくと給与月額も高くなるっていう、そういう部分があって、そういうときには恐らく役場の総務課にもいろんな住民の方々から御意見が出てくると思うんですね。そのときに丁寧な説明といいますか、住民の方々への丁寧な説明をお願いしたいんやというところで、先ほどの質問をさせてもらったようなところですよ。何かコメントがあればお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。毎年この期末手当が支給されますときには、そういった資料が新聞には出るということなんで、この12月8日の日にはそういったまた記事が発出されるのかなというふうには思っております。何年か前に神河町が一番やというふうな記事も出ましたんで、そのときにやはり神戸新聞さんと話しして、資料の作り込みですよ、そういったことも少し話もさせていただきました。そういったことも踏まえて、それ以降はそういった、金額が出ますんで、1番というふうな書き方はされなくなったのかなというふうには思っておりますけども、そういった

部分については、新聞社の方とそういった協議もしながら対応させていただきたいなというふうには思っております。

また、住民の方に対してですけども、この前、少しあるロータリーの方と話しするときがありまして、今、円安なんで、そういう恩恵を受けてる、円安の効果を受けれる企業はもうかってるけども、やはり国内で事業を回してるところについては非常に厳しいというふうな話もその方からもお伺いをいたしました。そういった現状があるというふうなことも、こちらのほうも十分受け止めながら業務に精励していきたいなというふうな思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうな思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第96号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第96号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第96号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第97号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第98号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり

可決しました。

次に、第99号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第100号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第100号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和5年4月12日付こども家庭庁成育局長通知、放課後児童健全育成事業の実施についてにより、放課後児童支援員の資格要件が都道府県知事が行う認定資格研修を修了した者でなければならないと規定されていますが、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含むことになりましたので、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。それでは、第100号議案の詳細につきまして御説明申し上げます。

改正の理由は、令和5年4月12日付のこども家庭庁成育局長通知、放課後児童健全育成事業の実施についてにおいて、放課後児童支援員の資格要件について、認定資格研修を修了した者でなければならないと規定されておりますが、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修

了することを予定している者を含むことになりましたので、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

資料114ページを御覧ください。新旧対照表で、第10条第3項各号列記以外の部分中、「修了したもの」の次に括弧書きで、「（研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」を加えております。

これまで、放課後児童支援員につきましては、必要な知識を身につけた後、認定資格研修を修了した者が従事するべきとしておりましたが、小学校の児童数は減少しているものの、共働きの家庭が増えまして、学童保育クラブを利用する児童は増えており、特に1、2年の利用が増え、利用者の約6割を占めております。現在、学童保育クラブでは、各クラブに2名ずつ支援員を配置しておりますが、低学年児童への指導や保護者への連絡等の対応が増えているため、支援員を増やす必要が出てまいりました。また、兵庫県が行う研修の開催時期が近年9月以降に開催される傾向で、補助員から支援員になるまでに時間を要し、支援員の補充に長い期間が必要となっております。今年度は、9月から10月にかけて1名研修を修了しておりますが、先日、12月4日ようやく修了証が届いております。今後、元教員や元保育士などの適任者が見つかって、翌年の年末頃まで支援員として従事できないことから、支援員として従事することが望ましい方をみなし支援員とし、より保護者が安心して子供を預けられ、子育てと仕事等を両立できるように支援するため、条例の改正を提案させていただきます。

以上を詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点、確認させてください。この条例は、支援員の増強、増やすことを目的とされるところなんですけど、現在の支援員が神河町では何人ぐらいおられるのか。で、この今度の改正でどれぐらい増えるのか。それちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。現在のところ、各クラブに2名です。まず、神崎学童保育クラブでは支援員が2名、それから補助員が6名でございます。それから寺前につきましては、支援員が2名、補助員が5名でございます。補助員の方の中から支援員になっていただきたいということでお願いはしておるんですけども、断られ続けているというところがございますので、外から今度入っていただく方にしかちょっと期待ができない、今、状況でございます。寺前につきましては、今の補助員の5名のうち1名が今回修了いたしましたので、支援員が今度3名になり、補助員が4名になるというところがございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明で、寺前のほうは補助員5名のうちの1人が支援員に格上げになると。ただ、人数的には同じいうことですね。神崎のほうについては、全然まだ2人と6人ということで、ほんなら、その今から増やしていかなあかんという、要請をかけていかなあかんという状態なんですね。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 今、議員がおっしゃられたそのとおりでございます。特に神崎学童のほうの利用者が増えておりますので、今後増やしていかないといけないというところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。今、この支援員のことについては、寺前、神崎とも学童保育のことだと説明から分かりましたけれども、修了予定者、今、話あったと思うんですけども、なかなか希望がないということですね。それは、補助員として働いておられる方々の状態とか、何かいろんな理由か何かはつかめていらっしゃるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの御質問なんですけど、認識しておるのは、扶養家族に配偶者控除を受けられるとか、その社会保険の扶養ですかね、なる方が多いというところで、所得をできるだけ抑えたいというところがありまして、ならないというのと、それから、なかなかやはり支援員というのになりますと、保護者との話をしなければいけないとかいうところで、ちょっと業務的に控えさせていただきたいというふうに聞いております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。なかなか希望者がいないということは分かったんですけども、そのために何か手だてとして待遇アップとか待遇改善とかいうようなことは考えておられるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 賃金につきましては、総務課のほうの規定に、給与といいますか、会計年度任用職員の規定に基づいてになりますので、特にこの学童の分だけで上乘せをするといったことはございません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。会計年度任用職員の方につきましては、支援員の方については専門職というふうな位置づけをしておりますので、補助員の方との格付を外しているというところで、例えばですけども、高卒で支援補助に入られた方については1の2からスタートしますけども、指導員になりますと、そこはた

しか1の25格付っていうふうにして、そういった待遇のほうもしておりますので、御理解を賜ればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今、町が管理してる方で支援員と補助員があります。対外的に見ますと、無償ボランティアの方も中におられて、混在してる状態だと思うんです。ボランティアに来られている方も、それなりの知識持たれた方が多分されてると思うんです。いわゆる事業が、学習の補助もしたり、幅広くされてると思うんですよね、実態はね。そうなったときに、もうちょっとその方の支援をどうするのか、どういったやり方で支援員と補助員とボランティアの方のバランス取っていくのかというような考え方なり、今から当然、人増えていきますよね、入られる方が。そのことを踏まえて、どういう形がええんか、どう考えておられるのかもちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの質問なんですが、学童につきましてはボランティア、無償で働いておられる方はいらっしゃいません。先ほども申したように、特に神崎学童のほうが増えておるというところで、特に夏休みなんですけど、今、学童ルーム2つあるんですけども、70人を超えると学校の空き教室まで使わないといけないというところで、ちょっと3か所になってしまうというところで、支援員のなかなか指導が行き届かないというところが一番問題になっております。そういったところで、できましたら、もう来年、学校、教員とか退職される方に早く声をかけていきたいなというふうに考えております。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 今のことにしまして、付け足しでもないんですが。教育長の入江でございます。学童保育クラブのほうは、今、参事も申し上げましたように、利用人数が本当に増えてきております。それは家庭の事情であったり、それにお応えするように、支援員であったり、補助員であったり、頑張っって子供たちの支援といたしますか、お世話しております。

その中でやっぱり、どうしても支援員の立場と補助員の立場、違ってまいりますので、支援員はやっぱり保護者対応であったり、学級全体の運営であったり、その辺もして、苦勞もしてくれていますが、補助員のほうも一人一人に当たって、本当に学校と同じような様相、子供たちの様子は同じような様子になっておりますので、ある意味では教師と同じ働き方といたしますか、そういう務めを果たしていただいと。やっぱり今おっしゃっていただいたように、支援的なことはどうしているのかということにつきましては、今、参事申し上げましたけど、それプラス、職員会議等も本当に頻繁に持ちまして、

現場の声を聞く、それから、お一人お一人の様子を見ながら、こちらで相談に乗ったり、支援員を支援したりというようなことでやってきております。とにかく、今申し上げましたように、やっぱり経験されている教師、退職された方であるとか、そういう方に来ていただくと大変助かるという面がございますので、今回のこの提案もさせていただいて、人材確保にも努めていきたいなというところでございます。学童保育、大変重要なところですので、さらに充実させていきたいという思いでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと教えてください。提案説明聞いて、ちょっと分からなくなってしまう部分があるんですけども、そもそも今回の改正については、放課後児童の預かる部分の上位法等の改正があってこのような括弧書きの部分の設けられたのか、神河町独自に神河町の実態に合わせて設けられたのか。提案説明であったかもしれませんが、ちょっと失念してますので、再度お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。今回の改正につきましては、こども家庭庁のほうから通知があったわけなんですけども、実態としまして、先ほど説明したように、これまでは大体半年ぐらい勤務していただいて、実務を持っていただいて、実務をしていただいた中で研修を受けていただいて、支援員になっていただくというのが本来の姿であったので、そのように、そのままいこうかなとしてたところなんですけど、これ、4月12日に来ておりまして、当町ではもうしないでおこうかということ、各郡内のところにも聞いたんですけど、市川町、福崎町につきましては、もう支援員がたくさんいるので改正はしないというところございました。ただ、職員会議とかで話していく中で、どうしても支援員が足りないという話が出てまいりましたので、今回上げさせていただいたわけでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本参事、すみません、私も余計分からなくなっただけですけども、つまり、上位法が改正されて、今回のこの神河町の条例を改正されるのか、そうではなくて、上位法はそのままですけども、神河町独自にこのような改正をされたのか、どちらかっていう質問だったと思うんですけど。

宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 宮本でございます。申し訳ございません。上位法が変わっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 上位法が変わってるということで、そういう提案説明があったのかどうか、ちょっと私が聞き覚えがないのであれなんですけれども、そういうことで、4月12日に通達が来てるのであれば、それまでの放課後児童の状況が把握で

きておれば、当然6月定例会、9月定例会でも、私はこの改正ができたのではないかなという観点でお尋ねしたんですけども。ここでも出てきました、他市町が、福崎や市川がしないのでっていう、そういう言い訳のような説明があったんですけど、そうじゃなしに、神河町のことを皆さん考えてるんですから、神河町の実態をつかんでおれば、困ったことがこの通達によって解決できる、すぐに上げよう、そういう姿勢が大事ではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。澤田議員の言われるとおりでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 教育長、何か一言ありますか。

入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。御指摘の点は、そういう点もございしますが、実は今、参事もちょっと申しましたように、うちの、神河町の実態を見たときに、今、うまく機能しているというか、もちろんうまく機能している部分がありましたので、それを継続して、職員のほうもその形で頑張ってくれていましたので、そのままいこうということも考えておったんですが、ただ、通知が来て、こういう形にもできるぞということで、いろいろと考えている段階で、今申し上げましたように、いろんなことを探りながら、しかしうちの実態でやるんやったら何がええかなということを考えているということで、ちょっと時間がかかってしまったんですが、今回、やっぱり先ほど申しましたように、支援員になる講習を受けて、その結果が届いたのが大変遅くなると。もっと早い段階で通知が来ておりましたら、補助員の方が支援員に昇格といえますか、なれるのも早くできたんですが、今回非常にずれ込んだということもあって、こういう状態が続くと、非常に支援員が不足しているとか、支援員になるのが大変遅くなるので、これをやっぱり上位法に従って、うちでも導入をして、しっかりやっていきたいということで、確かに時間かかったことは御指摘のとおりでございますけども、いろいろと検討している中でそのようなことになってしまったということでございます。御理解を賜った上で、また御審議お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第101号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第101号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和5年9月15日公布、令和5年9月16日施行による、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う子ども・子育て関係基準条例の整備により、本条例を改正するものでございます。

内容は、本条例中の該当箇所を「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る）」に読み替える規定を追加することにより、規定の不備を補正するため、条例中の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。不備な点、どの点が不備になっとんですか。ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。新旧対照表を御覧ください。条例36条第3号中の第6条第2項中という記載があります。第6条第2項中に、「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る）」とある条文を、「（特別利用教育を提供している施設に限る）」とするに読み替える条例改正でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第102号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第102号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布、令和5年12月13日に施行されることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、空き家等の所有者等の責務の強化及び空き家等の活用拡大、空き家等の管理の確保及び特定空家の除去等に係る改正が主なもので、空家等対策の推進に関する特別措置法の条項を引用している箇所に条ずれが生ずるため、条例中の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。先ほど町長の提案説明で、この上位法の改正の公布が6月14日というふうに説明があったと思うんですけども、それならば9月の定例会になぜ出せなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。議員おっしゃられるとおり、令和5年6月14日に公布されてということなんですけども、国のほうから、この公布から六月を限度を超えない範囲で施行されるというような通知がございました。他市町も確認しましたら、施行日、施行される日というのがなかなか

出てまいりませんでしたので、これは本当に12月、際になってから、12月13日の法律の施行というものが出てまいりました。これに合わせて、6月14日から六月といいますがもう12月13日が本当に期限ということになっておりましたので、12月議会で上げさせていただくということの判断で提案させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 公布日から6か月以内に施行ということが当初から決まっておったのであれば、私は9月定例会に提案すべきであったことではなかったのかなと思うんですけども、この12月13日施行という、例えば通知が、12月際々になって来たんで、急遽条例改正をするんやと、そう今の説明は受け取ったんですけども、実態はどうなんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この情報につきましては、7月でこういった条例改正が必要であるというふうな認識はございましたので、9月議会で上げるという選択肢も当然こちらもございました。しかしながら、施行日がまだ確定してないということで、その施行日が確定した時点での条例改正ということで、これにつきましては、法制の業者でありますぎょうせいとも相談した中で、まだ施行されてないという状況での条例改正は適当ではないんじゃないかなというような意見というか御助言がありましたので、それを受けて、遅くとも12月までにはこの法律が施行される日が決定するということでしたので、12月議会上げるとことはもう当初から決めておいて、この日が12月13日になったというのは最近、11月下旬に出てきたということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。これに限らずに、先ほどもあったんですけど、よその状況を見てどうやこうやいうんじゃないしに、法治国家ですから、国から来た通知ぐらいやっぱり調べてくださいね。そうしないと、よそがしてないからしませんっていうんじゃないしに。やっぱり法に基づいてする以上、それを正しく理解しないと、いや、実はぎりぎりでしたとか、遅れてましたとか言うんじゃないしに。それもちょっとおかしいんで、通知来た以上、やっぱりちょっと研究してくださいね。研究した上で、いわゆる関係市町とも協議されてええ話だと思うんですけど、それまでによその出方を様子見っちゃうのはちょっとおかしいと思うんですけど、この考え方、どないでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。藤原議員がおっしゃられるとおり、こちらで検討した結果、この12月議会というのはもう早くから決めておりました。その上で他市町の状況を確認したということです。以上

です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第103号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第103号議案、神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和6年度、長谷幼稚園を再開するに当たり、長谷小学校内に長谷幼稚園を設置するために、本条例を改正するものでございます。

内容は、長谷小学校内の被服室であった教室を幼稚園の保育室等に改修し、令和6年4月1日から長谷幼稚園として再開するため、条例中の一部、長谷幼稚園の位置について、神河町長谷954番地の3を神河町長谷647番地に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。じゃあお聞きするんですけども、今現在の長谷幼稚園の園舎は、今後はどういうふうな方向で使われるのか、また廃棄になるのかの判断を教えてくださいたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。安部議員

の質問にお答えします。

今後につきましては、公募という形で使用される方を募集するようになるというふう
に考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。じゃあ、指定管理、今までのとおりに指定管
理という形の公募になるんかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、御質問、現園舎ですね、今後どうなるのかと
いう御質問で、児島課長のほうから公募という話あったんですが、現園舎に関しまして
は、使わなくなる可能性がある段階で地元区長様と少し話をさせていただいた内容があ
ります。地域の方が使いたいとか、いろんな使い方がありますねっていう話をしています。
その中で、公募という話も当然出てきたんですが、園舎の規模が非常に小さいと、ここ
で事業をするには少し適当ではないんじゃないかというふうな議論もあります。よって、
公募するかどうかも含めてですが、今提案のあるようなこととかが区長様方の希望に合
うのかどうかということ聞きながら進めていくというふうな展開になると思います。
一般の小学校舎とか、そういった大規模な校舎が空いてるのは少し違う扱いになる可
能性があるということで御理解いただけたらと思ってます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。今、小学校等もかなり校舎について、運営に
ついて困っている場所がありますんで、そこら辺のところも考慮していただいて、やっ
ぱりどうぞどこやったら誰か使っていただけるような方向で、全く潰してしまうんじゃ
なしに、そのほうが地域のためにもええかなというふうに思うんで、そういう前向き
なお考えでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。地域に受け入れられて、有効に使えるようにとい
うふうな活用の方向で進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。確認です。そうしますと、来年の4月
1日をもって、現在の長谷幼稚園については普通財産になると、そういう位置づけにな
って、今後活用を考えられると、そういう認識でよろしいですね。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問のとおりです。行政財産から普通財産のほ
うに移して、その後、活用を考えるという流れになってまいります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第104号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第104号議案、神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、特別会計で執行しています浄化槽事業について、総務省の指導もあり、令和6年度から企業会計とするため、関係条例を一括して改正を行う条例の制定を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。第104号議案、神河町下水道事業の設置等に関する条例及び神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部を改正する条例制定の件の内容につきまして説明をさせていただきます。

町長の提案理由で申しましたとおり、浄化槽事業を企業会計に移行するように総務省の指導がございます。現在、浄化槽の多くが更新時期を迎えておりまして、これからも更新事業の国庫補助を受けるためには、企業会計に移行しておく必要がございます。

企業会計に移行するには、大きく2通りの移行方法がございます。1つは、浄化槽事

業単独で企業会計を持つ方法、もう一つは、多くの自治体で行われております、下水道事業会計の中に含めていく方法でございます。当町としても、事務の効率を考え、現在の下水道事業会計へ編入していく方法とし、4つの条例改正、1つの規則を改正をいたします。改正に当たっては、株式会社ぎょうせいに業務委託をしまして、浄化槽事業を下水道事業に編入するために、神河町条例及び規則等の関係条項全てを確認をし、町長部局の例規では10件、法適用事業関係の例規で5件、公営企業関係の例規で29件について、改正の必要があるかどうかの検討を行っております。

それでは、改正内容について説明をさせていただきます。条例の改正方法も、個々の条例について改正する方法と、まとめて改正条例を上げる方法がございまして、委託しております株式会社ぎょうせいの提案によりまして、まとめて改正条例を上げる方法としております。

まず、1つ目の条例改正は、121ページをお願いいたします。中段の括弧書きの神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございまして、123ページに新旧対照表をつけておりますので、そちらで確認をしていただきたいのですが、第1条では、設置の目的に浄化槽設置条例にあります文言を追加し、事業についても浄化槽事業を追加しております。第2条においては、経営の基本の中で、下水道事業の排水区を大きく網羅できるように、下水道法に規定する事業計画に定められた区域及び浄化槽処理促進区域内としております。つまり、神河町全域のことでございます。また、第3条では、地方公営企業法の中でうたわれています文言に細かく変更をさせていただきたく思っております。124ページの第4条、第5条、第6条も同様でございます。

121ページに戻っていただきたいと思っております。2つ目の条例改正でございますが、下から2行目に括弧書きの神河町下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部改正でございます。こちらにも新旧対照表が125ページにありますので、そちらで確認をお願いいたします。浄化槽事業の地方公営企業法の一部適用を、令和6年4月1日から適用するための改正でございます。

3つ目の条例改正は、附則の中で記載をしておりますが、神河町特別会計条例の一部改正でございまして、第1条中、規定の次にその他の法令規定を加えまして、同条第18号を削っております。つまり、浄化槽事業特別会計の削除でございます。第2条では、浄化槽特別会計が削除され、下水道事業会計に編入することにより、弾力条項の適用範囲の修正がございまして。

4つ目の条例改正は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例改正でございます。この条例改正は浄化槽には関係ございませんが、9月定例会で決算が承認され、建設仮勘定で処理していました固定資産を資産計上しましたので、それに合わせ、統廃合事業で上小田処理施設と南小田処理施設が大河内浄化センターに統合され、廃止になりましたので、その旨の改正を行っております。

次に、126ページをお願いいたします。参考資料としまして、神河町下水道事業の

財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をおつけしております。128ページ以降に新旧対照表をつけていますので、そちらで確認をお願いいたします。まず、趣旨に浄化槽事業を追加しております。その次に、132ページになりますが、勘定科目に浄化槽事業に関する浄化槽費を追加しております。

以上が条例及び規則の改正でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。ちょっと確認だけさせてください。もともと神河町の排水処理につきましては、国交省と農水省、それと厚生労働省、3つの分から補助受けてしました。今の説明では総務省の指導でこうしましたは分かるんですけど、今度は窓口は国交省になるんですか。例えば、合併浄化槽を改修するときの窓口は。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 合併浄化槽の分は厚労省でございまして、下水の部分につきましても現在、国交省と農水省と厚労省と3つに分かれておるんですけども、それはそのままの省庁の関係になります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第105号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第105号議案、神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件でございます。

神河町ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定につきましては、平成31年4月1日から5年間の契約を行っておりました。今回、令和6年4月からの指定管理者を募集し、審査委員会で審査した結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関西事業所を指定管理者としたいため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、105号議案の詳細説明を申し上げます。

神河町ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の募集につきましては、現行と比較し、指定管理期間を5年間から2年間とする。毎週行っております自主放送番組内の「まちかどウィークリー」のニュースを4本から2本とすることとし、公示を10月23日、公募の参加表明締切りを11月2日、申請書類の受付を11月6日から11月の10日と定め、募集を行いました。変更の理由は、指定管理期間につきましては、現在ケーブルテレビ事業とインターネット事業の指定管理期間に2年間のずれが生じていることから、次回、同時に公募するためでございます。毎週のニュースの本数を減らす理由は、プロポーザル時の契約金額の上限金額を現行のサービスと同様の事業で見積り徴取したところ、1.5倍の金額提示があったことから、町負担の急増を避けるため、事業内容を見直して、ニュースの本数を減らすことといたしました。

以上の条件に照らし合わせて、このたび申請受付期間中に申請書、提案書の提出を行ったのは富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所の1社でございました。提出されました提案書を基に、11月20日に、役場3階第3会議室におきまして、指定管理者選定委員会を開催いたしました。副町長を含め、10名の委員で提案者富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所からのプレゼンテーションを受けた後、選定候補者、指定管理候補者の選定、評価を行いました。審査につきましては、神河町の公の施設に係る指定管理の指定に関する手続に関する条例第4条に規定する各項目により行ったところです。

審査の結果は、町民が主役の番組づくりとして、学校行事取材の充実、コミュニティ、行政、防災情報の提供、住民参加の番組づくりなどの提案を受け、施設の設置目的の確認など、総合的に判断した結果、指定管理者の候補者として決定をさせていただいたところでございます。この委員会の答申を受けまして、ケーブルテレビネットワーク施設

の指定管理者を富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所とするものでございます。なお、指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年としております。また、指定管理料につきましては、2年間の総額で消費税込みで2億3,944万8,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） すみません、先ほど私、神戸営業所と言っておりましたが、指定管理者につきましては関西営業所……（「関西事業所」と呼ぶ者あり）関西事業所。すみません、ちょっともう一度お待ちください。関西事業所が正解でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点だけ教えてください。これプロポーザルでされましたね。建物の場合でしたら審査項目かなり出てくると思うんですけど、この場合審査項目、そんなに多くはないと思うんですけど、何項目に分けて審査されるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。審査項目につきましては5項目で、そのうち小項目としまして10項目で審査をしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一般競争入札とプロポーザル、どちらを選択すべきかという話になるんですけど、どちらでもいいような気もするんですけど、特段これにされた理由、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この事業ですね、どのような提案を受けるかっていうところで、このたびはプロポーザル、前回はプロポーザルをさせていただいたんですけども、やはり事業者さんの新たな、そうした提案を受けたいというふうなことも含めて、プロポーザルとさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。先ほど、4番組あったやつを、1.5倍の料金がかかるので、半分にすると、2番組にすると。これ、一気に半分になってし

まうんですけど、そない影響ないんですか。それとも、4を3に変えるということも相談されましたか。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。こちらが2本というふうな提案をさせていただきました。そういった中で、今、住民の方から、投稿番組がありますよね、そういったところも踏まえて、そういった番組も追加していただきたいというふうな話も、そのプロポーザルのときにこちらのほうからも提案をさせていただいたところです。基本的には2本ということですが、週によっては3本みたいなときもあるというところで御理解を賜ればと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。指定管理者の応募を行ったところ、申請は1件であって、審査委員会を開かれたということなんですけども、審査委員会の開催の期日と委員の氏名、委員合計の満点が幾らで、評価の点数が幾らであったか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。実施時期につきましては、令和5年11月の20日17時58分から役場3階のほうで開催をしております。委員につきましては、前田副町長、黒田財政特命参事、岡部総務課参事、北川会計管理者、石橋ひと・まち・みらい課長、平岡住民生活課長、藤原健康福祉課長、木村健康福祉課保健師事業特命参事、あと、児島教育課長に私を入れて、10名でございます。

あと、得点でございますけども、120点満点で評価をしております、平均でいきますと、大体70点ぐらい。

○議員（3番 澤田 俊一君） じゃあ、10人がその数字出したわけですか。1,200分の何点ですか。

○総務課長（平岡万寿夫君） 700点です。

○議員（3番 澤田 俊一君） 700点。

○総務課長（平岡万寿夫君） はい。以上でございます。

○議員（3番 澤田 俊一君） 足切りは。

○総務課長（平岡万寿夫君） そういったものは実施しておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） すみません、1,200分の700点ということで、2年間の指定管理なんでね、なかなか厳しい状況かと思えますけれども、総務文教常任委員

会でも議論があったように、2年後に向けて、しっかりと対応をお願いしておきたいと思います。

その中で、ちょっと見てて、観光施設等の提案のときには年度協定書の案も添付があったんですけども、今回ないのはなぜかなと思うのと、それはそれで、年度協定書なのでいいのかもしれませんが、1点教えてください。基本協定書の13条と14条。13条には財産管理の規定があって、第14条には施設の維持修繕等の規定があります。財産管理については、備品の購入単価ですね、これが30万円以上のものについては町が負担することができる、そして、修繕については30万円未満については指定管理者が行うと。この30万円という規定があるんですね。観光施設の場合は、その事業所の規模によって、30万円であったり、60万円という規定があります。実は町内で2か所ほど、恐らく60万円の規定があったと思うんですけども、これは、なぜその30万と60万の規定が違うのかということについては、そのときの説明では、いわゆる事業規模が違うので、事業規模の大きいところについては60万円というような説明があったように記憶をしております。

今回、このケーブルテレビ事業については年間1億を超えるような、そういう事業規模の中で、この修繕費、また備品購入の境になる金額が60万円ではなしに30万円とされてる、これは観光施設の指定管理との不一致の部分があるのではないかなと思うんですけども、それはいかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この指定管理につきましては、ケーブルテレビの事業の収入ですね、1世帯当たり1,800円のやつにつきましては、基本的に役場のほうに全て収入は行くということになってますんで、指定管理といいながら、ここについて利益をするということはなかなか難しい指定管理でございますので、そういった部分で30万円という設定をさせていただいているというふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。一定の理解しました。

その中で、もう一つ、観光施設との兼ね合いでお聞きしたいのは、観光施設の指定管理の基本協定書には責任分担の一覧表がついておるんですね。例えば住民から苦情があったときにどちらが対応するか、そういった区分表が別記1として必ず添付、どの施設も添付してあるはずなんですけども、このケーブルテレビの指定管理について、いわゆる責任分担の一覧表がない。これは明記しておかないと、いろいろと以後、問題が起こるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。澤田議員さんの指摘につきましては、十分その部分も踏まえてやっていきたいというふうに思っておりますし、ケー

ブルテレビにつきましても、夜間の電話も全てケーブルテレビのほうに電話が転送されるようになっておりますので、その部分につきましては少し詰めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第106号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、社会保障・税番号システム整備費補助金、神河まち・ひと・しごと創生寄附金、今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金が増額、児童手当負担金、地籍調査事業補助金・負担金の減額、歳出では、人事院勧告の給与改定などに伴う人件費、マイナンバーカードに伴う住民記録・戸籍附表システム改修、企業版ふるさと納税基金の積立金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費支給事業、長谷幼稚園開設に係る備品購入、きらきら館空調設備キュービクル増設による増額、越知谷・栗賀財産区議会議員選挙、児童手当の支給、地籍調査事業、神崎体育センター屋根修繕の減額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,764万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,876万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第106号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

8ページのほうを御覧いただきたいと思います。事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金です。1目民生費国庫負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、37万8,000円の増額でございます。これは額の確定によるものでございます。続いて、障害者自立支援給付費等負担金、1,399万8,000円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。続きまして、児童手当負担金1,110万4,000円の減額でございます。これにつきましても実績の見込みによるものでございます。続いて、子育てのための施設等利用給付交付金でございます。21万6,000円の増額でございます。認可外保育所利用児2名の増加によるものでございます。

続いて、2目の衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金、150万円の増額でございます。補助率につきましては10分の10、内容につきましては歳出のほうで御説明をさせていただきます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。社会保障・税番号システム整備費補助金、1,739万2,000円の増額でございます。マイナンバーカードに伴います住民記録システム及び戸籍システムの改修に係るものでございます。

続いて、2目民生費国庫補助金でございます。障害者自立支援事業補助金97万7,000円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。続いて、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金、50万円の増額でございます。これにつきましては、家計急変世帯の見込みが増えた等の理由により増額をさせていただくものでございます。

続いて、16款の県支出金です。2目民生費県負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、260万9,000円の増額です。障害者自立支援給付費等負担金、699万9,000円の増額です。続いて、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、9万2,000円の減額でございます。額の確定によるものでございます。次のページをお願いいたします。児童手当負担金でございます。249万8,000円の減額でございます。子育てのための施設等利用給付費負担金は10万8,000円の増額でございます。

続きまして、2項の県補助金でございます。2目民生費県補助金で、障害者自立支援事業、地域生活支援事業補助金、27万4,000円の増額です。子ども・子育て支援交付金（保育所一時預かり事業）でございますが、基準額の変更がありました。それに伴いまして9万6,000円の増額となっております。

続いて、4目農林業費県補助金でございます。地籍調査事業補助金が127万5,000円の減額でございます。これにつきましても実績の見込みによるものでございます。続いて、機構集積協力金交付事業補助金ほか、1,650万3,000円の増額です。内容につきましては歳出のほうで御説明を申し上げます。

続いて、3項県委託金でございます。4目農林業費県委託金で、地籍調査事業委託金、530万円の減額です。

続いて、18款の寄附金でございます。2目の指定寄附金でございます。神河まち・ひと・しごと創生寄附金、企業5件分で830万円の増額になります。

次のページをお願いいたします。19款の繰入金でございます。他会計の繰入金として、4目地区振興基金特別会計繰入金で、長谷地区振興基金特別会計繰入金、135万円の増額です。これにつきましては、長谷漁協への補助金の繰入れでございます。

続いて、基金の繰入金です。1目公共施設維持管理基金繰入金、150万円の減額です。財源充当につきまして申し上げます。児童センターの空調修繕工事としまして290万円の増額、神崎体育センター修繕工事に440万円の減額でございます。補正後の基金の残高見込みにつきまして申し上げます。4億1,681万円でございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金、3,536万3,000円の増額です。今般の補正の財源調整のため増額するものでございます。補正後の基金の残高見込みにつきまして申し上げます。16億420万1,000円でございます。

財産区繰入金につきましては、越知谷・粟賀財産区議会議員選挙、275万1,000円の減額です。精算によるものでございます。

続いて、21款諸収入でございます。雑入、町有建物災害共済金受入金、440万円の減額で、神崎体育センターに係るものでございます。

これで歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

歳出につきまして、まず、人件費等につきまして、補正5号以降の変更に伴います職員手当、共済費等の増額、人事院勧告の給与改定などに伴います増額、時間外手当の補正などをいたしてございます。なお、各科目での個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

ここで、26ページの給与明細書のほうをお開きをいただきたいと思います。2、一般職、(1)総括でございます。区分の比較で、両括弧の上段につきましては再任用短時間勤務職員、両括弧下段につきましてはパートタイム会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、給料454万7,000円、職員手当1,435万8,000円の増額、共済費7万7,000円の増額でございます。合計の欄を見ていただきますと、1,898万2,000円の増額となっております。再任用短時間勤務職員につきましては7万1,000円、会計年度任用職員につきましては388万円の増額になります。

それでは、人件費を除きまして、各科目につきまして御説明を申し上げます。

まずは11ページのほうに戻っていただきたいと思います。1款の議会費でございます。議員期末手当が28万9,000円の増額です。

続きまして、2款の総務費です。総務管理費、1目一般管理費です。補正額の財源内訳のほうを見ていただきますと、国庫支出金で社会保障・税番号システム整備費補助金が1,739万2,000円でございます。次のページをお願いいたします。システム改修委託料でございますが、2,205万7,000円の増額の計上をさせていただいております。国が進めておりますデジタル社会の実現に向けた重点計画によりまして、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、各市町村の住民記録システム及び戸籍の附票システムなどの改修が求められてございます。関係する省庁につきましては、法務省と総務省になります。当町の事業費の内訳を申し上げます。法務省の関連といたしまして、戸籍情報システムが870万1,000円、そして総務省関係として、戸籍の附票システム522万2,000円、住基及びコンビニ交付システムとの連携813万4,000円となっております。

続きまして、6目の企画費でございます。創業促進事業補助金として160万円の増額でございます。当初予定をしておりました5件分850万円を減額いたしまして、新規に同件数の5件分1,010万円を増額するものでございます。続いて、企業版ふるさと納税基金積立金でございます。830万円の増額で、歳入で御説明しました企業5件分を積み立てするものでございます。補正後の基金残高見込みにつきましては3,380万円となります。

8目諸費でございます。新型コロナなど保健衛生に関する国庫補助金の返還で、83万円の増額です。事業実績の確定によるものでございます。

次のページ、選挙費でございます。3目越知谷財産区議会議員選挙費133万7,000円、次のページになりますが、4目の粟賀財産区議会議員選挙費、141万4,000円の減額でございます。無投票により、精算をするものでございます。

続いて、3款の民生費でございます。次のページをお願いいたします。社会福祉費、1目社会福祉総務費で、防犯カメラ設置工事費、299万4,000円の減額です。当初、3地区3か所を予定をいたしてございましたが、1地区1か所の設置が不能であることが、設置ができないということが判明をいたしましたため、入札減の不用額と合わせまして減額をするものでございます。戦没者追悼式負担金につきましては、これは精算によりまして28万3,000円を減額するものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金は、基盤安定負担金、人勧によります職員人件費など413万8,000円の増額でございます。介護保険事業特別会計繰出金は、人勧によります人件費及び時間外、179万円の増額でございます。

続きまして、3目の心身障害者福祉費でございます。支払い審査手数料を含みます自立支援給付費等事業が2,802万3,000円の増額で、給付実績の見込みによるものでございます。また、令和6年度報酬改定に伴いますシステム改修委託料が85万8,000

0円の増額です。移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスなど、地域生活支援事業は109万7,000円の増額でございます。新規事業所の開設など、対象者の方の利用回数の増加が見込まれるため、計上いたしているものでございます。

次のページのほうに移ります。7目後期高齢者医療費で、療養給付費負担金は精算により689万1,000円の増額です。広域連合の共通経費につきましては、決算によります余剰金で68万9,000円の減額です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。保険基盤安定負担金の額の確定によりまして9万2,000円を減額いたします。それと、人勧によります人件費28万2,000円の増額で、これを合わせまして19万円の増額となります。

続いて、児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。子育て世帯生活支援特別給付金、50万円の増額です。家計急変世帯、新規の児童手当の非課税者が当初から増加する見込みになりました。予算に不足を生じたものでございます。

続いて、2目児童措置費で、児童手当が1,554万円の減額です。

3目の保育所費で、一時預かり補助金15万円の増額で、基準額の変更によるものです。施設等利用給付費負担金は、認可外保育所施設利用児2名の増加で43万3,000円の増額でございます。

続きまして、4款の衛生費でございます。次のページをお願いいたします。保健衛生費、2目健康づくり対策費で、予防接種健康被害給付費、150万円の増額になります。事業内容につきまして説明をさせていただきたいと思っております。30ページに新規事業の一覧表をつけております。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。概略を申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの接種によります副作用で健康被害が生じ、所定の手続を経まして、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をしたものでございます。これによりまして、予防接種法第15条1項によります、市町村が行います健康被害の救済措置により給付を行うものでございます。事業費につきましては150万円、財源につきましては全額国費、医療手当等の支給につきましては令和6年1月を予定をいたしてございます。以上が内容でございます。

17ページのほうに戻っていただきたいと思います。続いて、新生児聴覚検査助成金でございますが、2名分、1万円の増額でございます。

続きまして、清掃費、1目ごみ処理費で、中播北部行政事務組合負担金（クリーンセンター分）として636万6,000円の増額でございます。次期ごみ処理事業に係る部分につきましては291万6,000円の増額になってございます。2目のし尿処理費でございます。浄化槽事業特別会計繰出金ですが、水道による漏水減免の増額、人勧によります人件費の増額及び会計年度任用職員の出勤日数が減になったことによります減額、合わせまして49万3,000円の減額となっております。

続いて、5款の農林水産業費です。次のページをお願いいたします。農業費、3目農業振興費で、経営転換協力金を科目設定をしておりましたが、要件該当者がありません。

んでしたので1,000円を減額をするものです。それから、地域集積協力金ですが、これにつきましても科目設定をしておりましたが、これに1,599万9,000円を増額をいたしまして、現計予算を1,600万円とするものです。少し内訳を申し上げます。越知谷営農組合の法人化につきまして1,400万円、農事組合法人吉富営農の農地の集積に200万円となります。続いて、環境保全型農業推進事業補助金でございますが、大型散布機械の導入と併せて見込んでおりました資材の貯蔵設備整備の要望が見込めなくなりましたので、1,826万8,000円を減額をいたします。この事業の財源としておりました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金740万円を減額をいたしまして、商工費の価格高騰対策生活者支援商品券事業の財源に振替をいたしてございます。次のページをお願いいたします。未整備農地集積奨励金ですが、農事組合法人吉富営農によるものでございまして、6万4,000円を増額になります。それから、耕作条件改善支援補助金19万1,000円を増額で、農事組合法人大河営農の畦畔ブロックの除去に係る経費を計上をいたしてございます。集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金でございますが、25万円を増額でございます。越知谷営農の法人化の支援補助金でございます。

6目地籍調査費は、調査区の測量委託料700万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

水産業費、1目水産業振興費でございます。長谷漁協の補助金として135万円を増額でございます。

続きまして、8款の消防費でございます。次のページをお願いいたします。1目常備消防費で、中播消防署北部出張所の用地に係ります不動産鑑定業務委託料として66万円の増額をいたしてございます。

続きまして、9款の教育費でございます。22ページをお願いいたします。1目中学校管理費で、修繕料35万円を増額です。正門前にあります防水型のソーラー発電式時計の修理修繕に係る経費を計上いたしてございます。

続いて、幼稚園費で、長谷幼稚園の開設に係る消耗品備品購入費等11万5,000円を増額でございます。

24ページをお願いいたします。社会教育費、3目社会教育施設運営費でございます。きらきら館の空調設備の修繕工事で、直営で実施をいたしましたので、設計監理委託料が不用になりました。そのため200万円を減額をいたします。それから、工事請負費で、当初予定をしていなかったキュービクルの増設が必要となりました。入札減を含め、不足をします額492万2,000円を増額するものでございます。

保健体育費、2目体育施設管理費で、神崎体育センターの屋根の修繕を予定をしておりましたが、全面の修繕が困難となりました。危険箇所の補修のみを実施をさせていただくため、838万円を減額をするものでございます。

25ページから29ページは給与費明細書、最終の30ページにつきましては新規事

業の説明一覧表をつけてございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開を15時25分とします。

午後2時52分休憩

午後3時25分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

休憩前に令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）の提案説明が終わりました。

これからは本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。2款総務費の1項総務管理費の職員手当であります。時間外勤務手当の補正が549万6,000円と、大変高額な補正額となっております。当初予算が恐らく501万5,000円だったと思うんですけども、それに匹敵する部分の時間外の勤務手当、これ休日ではないので、恐らく平日の夜間の手当と理解したんですけども、この要因ですね。総務課の方、全体的にこうなってるのか、何名かの方々に仕事が偏ってこうなってるのか、この要因を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。総務課全体の職員のベースが大変増えてるというふうに思っております。主な要因としましては、まず、全国愛瓢会の兵庫県神河町大会がうちのほうで開催されまして、警備の関係等につきましても住民生活課の職員が上がってきて、そのまま業務を持ってきたというふうなこともありまして、宮内庁実査、警察実査なども大変多かったというふうに理解をしております。

また、今、地域自治協議会の設立準備会をこの10月から開催を順次していただいているんですけども、どうしても夜の会議が非常に多いというふうなところでございます。また、長期総合計画の策定事務もたくさんあります。また、この11月の20日に兵庫県の連合自治会の中播磨大会があったんですけども、これにつきましても、10年ぶりの中播磨での大会というふうなこともありまして、大変時間を要したというところでございます。あと、男女共同参画セミナーのこともあります。また、今年につきましてはシステム改修にも取り組んでおりまして、土日のシステムの点検、また改修等も増えておりまして、非常に総務課全体でも増えているというところでございます。

ですから、総務課全体として時間外勤務が常態化している傾向というふうなところがあるというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 次に、3款民生費の2項児童福祉費、16ページですね、これの2目の児童措置費、これは実績ということで、1,550万4,000円ですか、児童手当が減額されております。実績見込みということなんですけども、これだけの額の減額がある、これも要因を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この児童手当の支給額の見込みなんですけども、当初予算の組み方といたしましては、前年度の実績がベースといいますか、それらから、電算システムによりまして算出をいたしました次年度の支給見込み児童数、これに健康福祉課のほうで母子手帳の交付状況から出生数等を推計をいたしまして、プラス、予算不足が生じないように、やや多めに支給対象延べ人数を算出しているところがございます。そういたしますと、それほど大きく差が出ないというふうに私も感じておるところですけども、区分ごとにちょっと精査をいたしてみますと、この児童手当の支払い区分で被用者と非被用者というのがあるんですけども、その被用者の3歳から中学生の区分で、延べ人数にして700人を超える、当初見込みと実績との乖離があります。これについては、少し見込み数が大きくずれていたというところで、これが一番大きな要因かなというふうに思っております。あとは、そんなには外れては、外れてといいますか、見込み違いではないんですけども、当初予算の組み方が少し甘かったというところかというふうに感じております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。当初予算、やっぱりこれだけの額が下がるというのはあれですから、当初予算の見込み、前年度の実績という部分が一番最初にあるはずですから、しっかりと次年度に向けては予算措置をしてほしいなと思います。

もう1点です。5款の農林水産業費の1項農業費の3目農業振興費ですね、この中の神河町の環境保全型農業推進事業です。これについて、今回、1,826万8,000円の減額ということで、財源充当してございました物価高騰の関係の交付金740万円が、商工費の生活支援のほうですね、商品券のほうに財源充当されたということがあったんですけども、この環境保全型農業の推進事業については、たしか5月の臨時会のときに補正の第2号として上がってきて、担当課が、国がそういう施策を出したんで、何とか神河町でも活用でけへんやろかということで、一生懸命農林政策課のほうで考えていただいて、こういう事業に充当されたというふうに説明は聞いたんですけども、実際に国の思い、それと、町としての農業者への期待と現実のかなり差があったということですよ、申請がなかったということですから。その辺の要因というか、一生懸命考えて国の政策に乗っ取ってお金を使わんとしてもらったことについては評価するんですけども、実態が申請がない部分、そういう部分の、町の思いと実際農業をやっておられる方の申請をされなかったというその気持ちの差が、気持ちというか、できなかった、活用できなかったという差があると思うんですね。その辺をどう分析されているかを教えてください。

さい。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。補正額が大きくなりました一番の要因は、堆肥を散布する機械を町内で2か所ぐらい装備をしたいと、実はそういうような要望もある中で、1台は確実に入るだろうという見込みで計上をしておりましたけれども、それが入りませんでした。なぜ入らなかったかというところは、6月の県の補正で新しい機械の、スマート機械に対する補助の事業が去年に引き続いて今年度も実施をされました。予定をしておりました事業体が、堆肥の散布機というのは堆肥の散布にしか使えないわけですが、食味センサーつきのもっと最新のコンバイン、それも機械が古くなっているということで、まずはそちらを、利用頻度の高いコンバインのほうを優先的に装備をされましたので、この堆肥の散布をする機械を装備することがその事業体としてはできなかったということで、活用がございませんでした。もう一つぐらい入るかなと思ってたんですけども、その辺りも、新しい県の事業が出てきた中で、補助率が50%と有利な事業でございますので、そちらのほうを優先的に利用をされたということで、利用を検討されたということで、機械の装備が、大きなものは一つも入らずに、1台だけ小さい40万円程度の機械の導入はありましたけれども、大きな機械が入らなかったというのが一番大きな減額の要因でございます。

なお、この堆肥の散布、有機質肥料の散布、これにつきましては、当初見込みを4,700アール分見込んでおりましたけれども、現時点の申請の内容としては6,252アールということで、堆肥の利用であったり、有機質の利用であったりという、これは単価は安い部分ではありますけれども、みどりの食料システム等が今動き出している中で、町としてもこの有機質肥料、環境負荷の少ない農業に切り替えていく、これをきっかけにしたいという御説明をしましたけれども、そういう意味では、そういう取組の面積自体は見込みよりも多くなってきているというところで、一定の成果といいますか、この事業をやって、それなら堆肥をまこうというところが増えたというのは成果であったかなというふうに認識をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第106号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第107号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は主に3点ございます。1点目は、報告第6号で報告させていただいた公用車事故に係る町有自動車損害保険の受入金と賠償金の増額、2点目は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額、3点目は、施設や自動車修繕のための需用費（修繕費）の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,008万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

補正の理由は、先ほど町長が申しましたように、主に3点でございます。事項別明細で御説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入で、5款諸収入、4項雑入で、町有自動車損害保険受入金として30万8,000円の増額、このたびの事故に係り、相手車両の賠償金39万5,000円と当方の車両保険11万3,000円の計50万8,000円を受け入れますが、現在の予算額が20万円ですので、その差額の増額補正でございます。

次のページ、歳出でございます。1款業務費、1目業務費は、一般会計と同様、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費を報酬で17万4,000円、給料で13万1,000円、職員手当等で50万4,000円、共済費19万4,000円の計100万3,000円増額しております。

10節需用費で施設及び公用車などの修繕費として30万円の増額、21節補償、補填及び賠償金で39万5,000円の支払いとなりますが、現在の予算額が10万円ですので、その差額29万5,000円の増額補正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第108号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第108号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険給付費等普通交付金の増額、保険基盤安定繰入金等、一般会計繰入金の増額。歳出では、人事院勧告による職員人件費についての増額、運営協議会の開催回数増に伴う増額、保険給付費の増額、財政調整基金積立金の増額、無受診世帯への記念品贈呈事業の廃止による保健事業趣旨普及費の減額、令和4年度の保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返還金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億397万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書16ページをお願いいたします。歳入です。4款1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金対象のレセプト審査支払い手数料で、今年度は、これまでの支払い実績から当初見込みより審査件数の増が見込まれますので、2万9,000円の増額としております。なお、レセプト1件当たりの単価は51.7円でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金で、398万円の増、人事院勧告による職員給与費の繰入金が15万3,000円の増、地方交付税の中で措置される財政安定化支援事業の確定による繰入金が5万円の増でございます。

17ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費は、人事院勧告による職員人件費で、給料、職員手当等共済費の計24万6,000円の増。3項1目運営協議会費は、協議会の開催回数の増に伴う経費で1万8,000円の増です。国保の運営協議会は、例年、国保税の当初賦課前の5月と、国保会計の次年度当初予算の議会で審議いただく前の2月、計、年2回開催をしておりますが、今年度につきましては、県統一の標準保険料率への移行に向けまして、基本的に、これから毎年計画的な保険料率の引上げについて既に確認をいただいているところでありまして、それを踏まえた保険料率を当初予算積算前にお示しをさせていただくことで、令和6年度の予算に反映をさせていただきたく、11月の9日に協議会を開催させていただいたところであります。

2款1項5目審査支払い手数料は、歳入のほうでも申し上げました国保連合会へ支払うレセプト審査支払い手数料の不足が見込まれるため、2万9,000円の増でございます。

4款2項1目保健事業趣旨普及費は、無受診世帯への記念品贈呈事業を廃止させていただきたく、50万円の減でございます。これまで1年間、2年間、3年以上の期間に応じて医療機関を一度も受診されなかった世帯を対象に記念品を贈呈してきましたが、今年度、国保の税率を13年ぶりに引上げの改定をいたしました。さらに、今後、標準保険税率まで段階的に引き上げていく予定でありまして、加えて、県へ納める事業費納付金も今後増額していく見込みの中で、基金の取崩しを含めて、国保会計の厳しい運営が想定されますので、この事業については今年度より廃止として、国保の運営協議会でも説明をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

5款1項1目財政調整基金積立金は、今回の補正による増額分を反映して、436万1,000円の増としておりますが、年度末の決算見込みの段階では減額補正となることを想定をいたしております。

18ページをお願いいたします。6款1項3目国庫支出金返納金は、令和4年度の保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返納金1万3,000円の増でございます。保険者努力支援というのは、例えば、がん検診や生活習慣病の発症予防の取組、健康づくりポ

イント事業や後発医薬品の使用の促進など、保険者として町が医療費適正化に向けて取り組んだことに対する交付金となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 財政安定化支援事業やね。5万ではなくて5,000円なので、訂正をお願いします。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 失礼いたしました。先ほど歳入のところで、6款1項1目一般会計繰入金のところで、財政安定化支援事業繰入金、これが5万円の増と申し上げましたが、5,000円の増でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）との関連がありますので、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第22 第109号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第22、第109号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告による人件費及び共済費の増額により、事務費繰入金を増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額。歳出では、人事院勧告等に伴う人件費及び共済費の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億787万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本案についての第108号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第23 第110号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第23、第110号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告に伴う人件費及び超過勤務手当等の人件費の増額により、事務費繰入金を増額。歳出では、人事院勧告に伴う人件費及び超過勤務手当等の人件費の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,623万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本案についても、第108号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第24 第111号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第24、第111号議案、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、一般会計と同様、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額と、病院と訪問看護ステーションの間における正規職員の看護師異動、そして、会計年度任用職員の雇用状況を変更したこと等による人件費の増減でして、歳出のみの補正でございます。

次に、補正の内容でございますが、歳出で、業務費の報酬を19万5,000円減額、給料を213万9,000円増額、職員手当等を172万2,000円増額、共済費を237万1,000円増額、会計年度任用職員の通勤費用である旅費を10万2,000円増額、使用料及び賃借料でユニホームリース料として8万1,000円を増額し、予備費で調整しております。

このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点だけ教えてくださいね。49ページに、旅費が10万ほど増えてます。多分、会計任用職員の方、何か御結婚かなされて住所地が変わって増えとるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今おっしゃったのは、旅費の10万2,000円の増額でございますか。これにつきましては、会計年度任用職員の通勤手当部分でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井上総務課長、通勤手当がなぜ10万2,000円増えたのか、例えば人が1名増えたのかとか、通勤距離が長くなったのかとか、そういった部分の説明をお願いします。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。大変失礼いたしました。当初、会計年度任用職員で、週2日勤務を予定していた職員を週4日、5日に延ばしたことによる通勤手当の増額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第25 第112号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第25、第112号議案、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金を434万9,000円増額、歳出では、長谷ふれあいマーケット運営費補助金を299万9,000円、一般会計繰出金を135万円増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673万2,000円とするものでございます。なお、これらの内容につきましては、令和5年11月22日に書面決議により、長谷地区振興基金審議会に御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本案についても、第108号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第26 第113号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第26、第113号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、人事院勧告による人件費の増、会計年度任用職員の出勤日数の減少による減で、報酬等の人件費がトータルで減額、過年度における漏水減免が発生し、料金を返納することになったことから、過年度合併浄化槽使用料還付金を増額いたします。

補正の内容は、歳入では、一般会計繰入金を49万3,000円の減額、歳出では、人件費で49万5,000円の減額、還付金で2,000円の増額でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,114万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。歳出のほうで報酬なりずっとあるんですけど、今回の改定は基本的に上がってますからプラス出てくると思うんですけど、これ、下水道事業との会計年度任用職員の作業区分を分けられてこないなっとるんですか。減額になってる理由。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。減額の理由でございますけれども、予算時、予算のときには、週5日勤務をしていただく予算をしておりましたけれども、4月で会計年度任用職員の方が再任用になって、その方は週に3日の勤務をお願いすることになりましたので、その分の減額でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本案についても、第108号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第27 第114号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第27、第114号議案、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

ます。

本議案は、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、浄水場等の機器の故障による修繕費が不足となるため、213万2,000円の増額、燃料費高騰による不足で10万円の増額、人事院勧告に伴う総係費の給料、手当、法定福利費等で56万8,000円を増額、増減の差額280万円を予備費で減額いたしております。

次に、予算4条の資本的支出でも、人事院勧告に伴う人件費、事務費の給料等で8万8,000円の増額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億7,999万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を65万6,000円増額し、3,736万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第28 第115号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第28、第115号議案、令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の長期前受金戻入を令和4年度決算確定によ

り237万7,000円の増額、収益的支出の予定額で、人事院勧告に伴う総係費の給料、手当、法定福利費等で57万円を増額、令和4年度決算確定により、減価償却費の642万2,000円の増額、増減の差額461万5,000円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出の事務費で、人事院勧告に伴う給料、手当、法定福利費等、16万3,000円を増額をしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億8,857万2,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を73万3,000円増額し、3,563万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。22ページに減価償却費があります。構築物の減価償却分の分と、それから機械及び装置があるんですけど、今、統廃合されている関係で出てると思うんですけど、これ、どここの分で上げられてるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。令和2年度から令和4年度にかけて、大河内処理場のほうに上小田処理区、南小田処理区を統合した分の工事でございます。今までは建設仮勘定で置いておいたわけなんですけども、令和4年度決算で資産に上げましたので、その部分に係る減価償却が発生したということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第115号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第115号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第29、第116号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は、収益的収入及び支出の補正のみで、資本的収入及び支出の補正はございません。

補正理由は、主に2点でございます。1点目は、平成30年2月に実施した手術時に発生した医療事故について、このたび示談が成立したことにより、病院賠償責任保険受入金と示談金の支払いについての補正です。2点目は、年度中の職員異動に伴う給与費の増減と人事院勧告に伴う給与改定に係る人件費の補正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。個々に補正内容を御説明申し上げます。

まず、33ページを御覧ください。予算第3条の収益的収入及び支出でございます。補正理由のまず1点目、医療事故に係る保険金の受入れと示談金の支払いでございます。収入の3項特別利益、2目その他特別利益で、病院賠償責任保険受入金として2,196万1,000円を受け入れ、40ページの最下段になりますけれども、支出の3項特別損失、1目その他特別損失で同額を支払うよう補正するものでございます。

このたびの補正に関しまして、会計事務所に確認したところ、過年度分であるため、特別利益、特別損益で処理することが望ましいとの指示を受けて計上するものでございます。

34ページにお戻りください。次に、人件費の補正ですけれども、今年度における採用、途中退職など、異動分と人事院勧告に伴う給与改定分について補正するものです。1項医業費用、1目給与費で5,404万7,000円の増額、34ページの中段付近になりますが、3項経費（会計年度任用職員通勤費用）で120万1,000円の増額としています。2項医業外費用、5目在宅医療・介護連携支援センター費の人件費増額分については同じ目内で調整し、増減額なしとしています。

これら34ページから40ページ上段にかけてその内訳を記載しておりますが、給与

費明細書で説明させていただきますので、43ページを御覧ください。上段が正規職員で、下段が会計年度任用職員分でございます。

まず、上段の正規職員分ですが、10月末までに採用、退職、異動等により生じた人件費の補正と人事院勧告に伴う給与改定分を加味した補正としています。

一番上の表の4行目に比較額を記載しています。給料で305万9,000円の増額、手当で1,279万7,000円の増額、法定福利費で655万2,000円の増額でございます。

手当の内訳は、その下の表になります。管理職手当172万2,000円の増額、扶養手当84万2,000円の減額、住居手当29万8,000円の減額、通勤手当69万7,000円の減額、時間外勤務手当125万円の増額、期末手当436万円の増額、勤勉手当424万8,000円の増額、単身赴任手当36万円の減額、特殊勤務手当341万4,000円の増額です。

その特殊勤務手当の内訳につきましては、その下の表になりますが、医師手当で25万円の増額、研究手当で20万円の増額、処遇改善手当で96万4,000円の増額でございます。

次に、会計年度任用職員分ですが、薬剤師1名、看護師2名、事務員3名、看護補助者1名、合計7名増員による人件費の増額と人事院勧告に伴う給与改定分を加味した補正としています。報酬で2,152万7,000円の増額、手当で259万3,000円の増額、法定福利費で757万円の増額としています。

以上が人件費分の説明になります。

41ページはキャッシュフロー計算書でございます。

32ページにお戻りください。第2条において、収益的収入及び支出の収益的収入の病院事業収益を2,196万1,000円増額し、35億6,415万4,000円に、支出の病院事業費用を7,720万9,000円増額し、37億61万8,000円に補正いたします。

第3条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を5,409万8,000円増額し、22億7,520万8,000円に補正するものです。

病院会計につきましては、令和3年度以降、収支不均衡予算としています。収支差を御確認いただくため、補正予算説明資料を提出させていただいておりますので、46ページの資料を御覧いただきたいと思っております。当初予算から12月補正までのそれぞれの内容を記載しております。当初予算時は、収益的収入及び支出の収支差は、費用が収入より1億2,557万5,000円多い状況でありました。6月補正でコロナ関連の補助金を計上したこと等により、収支差は少し縮まりましたが、このたびの補正後の収支差は1億3,646万5,000円となっております。年度当初より収支差が広がることになり、依然、費用が収入を上回る予算の状況でございますが、非資金性の収入や支出、減価償

却費、資産減耗費、長期前払い金償却と収入の長期前受金戻入を含んでの収支差であるため、資金繰りや会計処理に問題が生じるものではございません。支出抑制については、もちろん執行ベースで努めてまいります。

上記の予算計上で支出のうち非資金性の項目を差し引きすると、当年度損益勘定留保資金の額は約3億500万円となりまして、3条予算の収支差1億3,646万5,000円に充当してもなお約1億6,800万円の留保資金があり、そのうち8,218万1,000円を4条予算の収支差に補填するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございますが、報告第6号で提出させていただいた損害賠償の額の決定の報告議案と同様に、病院における医療事故に関する報告議案が必要ではないのかという疑問が生じておられることと存じますので、この点、少し追加で説明をさせていただきます。

議会に提出すべき議案、言い換えますと、議会が議決しなければならない事項については、地方自治法第96条第1項で定められています。第1項第1号で条例を設け、または退廃すること、第2号で予算を定めること、第3号で決算を認定すること等、15項目が規定され、同項第13号で法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることとの規定がございます。この第13号の規定に基づき、議会に損害賠償の額の決定等について議決を求めているところですが、「法律上その義務に属する」とは、判決により確定した損害賠償の額については議会の議決は不要である、地方公営企業の業務に関する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、本号の適用はなく、議会の議決を要しないとの逐条解説でございます。ですから、地方公営企業である病院事業等については、損害賠償の額の決定等に係る議案の提出は法律上求められておらず、また、議会における議決事項にも該当しないことから提出しておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から13日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。明日から13日までは休会と決定しました。

次の本会議は、12月14日午前9時再開とします。

本日はこれで散会します。どうも皆さん、お疲れさまでした。

午後4時24分散会
